

アジア経済圏にとって望ましい  
金融・資本市場のあり方

平成 23 年 3 月

全 国 銀 行 協 会

## [ 目 次 ]

<b>はじめに</b> . . . . .	1
<b>I. アジア経済圏の概況とわが国企業の進出状況</b> . . . . .	2
<b>1. アジア諸国の経済の状況</b> . . . . .	2
<b>2. わが国とアジア諸国との経済的な結びつき</b> . . . . .	4
(1) わが国企業のアジアへの進出状況 . . . . .	4
(2) わが国からのアジア諸国に対する直接投資 . . . . .	5
(3) 企業活動から見るアジア諸国との結びつき . . . . .	5
(4) アジア諸国のインフラ需要 . . . . .	7
<b>3. わが国政府等のアジアにおけるビジネス展開に係る取組み</b> . . . . .	7
<b>II. アジア経済圏の金融・資本市場の現状とわが国銀行の提供するサービス</b> . . . . .	10
<b>1. アジア諸国の金融・資本市場とわが国銀行の関与</b> . . . . .	10
(1) アジア諸国の金融・資本市場の現状 . . . . .	10
(2) わが国銀行のアジア諸国への進出状況 . . . . .	16
(3) アジアの金融・資本市場においてわが国銀行の提供するサービス . . . . .	18
(4) アジア諸国における外国銀行のプレゼンス . . . . .	20
<b>2. アジア諸国の金融・資本市場における規制動向</b> . . . . .	20
(1) アジア諸国の金融・資本市場整備の概観 . . . . .	20
(2) 銀行業に係る規制動向 . . . . .	22
<b>3. アジア諸国の金融規制・監督の問題点および改善点 ～銀行の視点から～</b> . . . . .	25
<b>III. アジア経済圏の成長に向けて関係者に期待される役割</b> . . . . .	27
<b>1. わが国銀行に期待される役割</b> . . . . .	27
<b>2. わが国の政府等への期待</b> . . . . .	28
<b>3. アジア諸国の政府等への期待</b> . . . . .	28
<b>IV. アジア経済圏のより一層の成長のための金融・資本市場の構築に向けて（提言）</b> . . . . .	29
<b>1. 基本的な考え方</b> . . . . .	29
《アジア経済圏にとって望ましい金融・資本市場の姿》 . . . . .	29
<b>2. アジア経済圏のより一層の成長のための金融・資本市場の構築に向けて（提言）</b> . . . . .	30

《提言1 金融・資本市場に係る規制・慣行等の調和の推進》	30
《提言2 アジアにおけるインフラ整備支援の推進》	31
《提言3 中小企業等を含めた企業の成長支援の推進》	32
<b>終わりに</b>	<b>33</b>
<b>補足資料編</b>	<b>34</b>

## はじめに

アジア経済圏は世界的な金融危機の後、いち早く経済が回復した。生産年齢人口比率が高く、インフラ整備も含め内需拡大が見込まれ、今後も世界の成長センターとしての役割を果たす期待が大きい。アジア経済圏の一層の成長を実現するためには、その基盤となるインフラ整備を実施することと併せ、企業活動をより一層活発化させることが必要であり、これによって、さらなる雇用創出や購買力向上が期待できる。

こうした中で、中小企業を含めたわが国企業はアジア経済圏への進出を加速させており、そのさらなる経済発展は、わが国企業にとっても商機を拡大することにつながり、ひいては、わが国の成長にもつながることとなる。

政府の「新成長戦略」（基本方針）においても、わが国がこれまでの経済発展の過程で学んだ経験をアジア諸国と共有し、環境やインフラ分野等で強みを集結し、総合的かつ戦略的にアジア地域でビジネスを展開する必要があるとし、上記のようにアジア諸国とともに成長していく方針が示されている。

一方で、こうした持続的な一層の成長を支えるためには、効率的かつ安定的な金融・資本市場の存在や、円滑な資金供給を図るための金融制度、潤沢な資金および金融技術などが必要不可欠であるが、アジア経済圏においては未だこれらが十分に備わっているとは言えない状況にある。

わが国は、不良債権問題から脱する過程や近年の金融・資本市場の整備の過程において蓄積した制度のノウハウがある。また、わが国銀行は、豊富な預金を背景とした資金力、信用リスク管理能力や進んだ金融技術を有している。

したがって、こうしたわが国が有する市場整備等に係るノウハウを活用することにより、アジア諸国で調和の保たれた望ましいかたちでのマーケットの創設等に貢献することが可能である。また、わが国銀行の市場参加者としての金融技術・資金力をインフラ整備や企業活動支援に活用することによって、アジア経済圏の発展等に金融仲介の側面から貢献することが可能である。こうした貢献は、一方的な「援助」では長続きしないことから、持続的なかたちで行うためにも相互の利益に資するとの視点が必要となる。

以上の問題認識のもと、本レポートでは、歴史、文化、制度が多様で、発展段階の違いが大きいアジア経済圏の経済および金融・資本市場を概観し、わが国企業や銀行のアジア経済圏への進出状況等について確認したうえで、銀行実務の観点から、当該地域の金融・資本市場が直面する課題等を指摘する。

そのうえで、アジア経済圏の一層の発展のため、わが国銀行が果たすことができる役割や、アジアにおける望ましい金融・資本市場の構築に向けた提言を行う。

本レポートがアジア経済圏のさらなる発展に資するものとなり、ひいては、わが国の発展に少しでも役立てば、幸いである。

平成23年3月  
全国銀行協会

## I. アジア経済圏の概況とわが国企業の進出状況

アジア経済圏は世界的な金融危機の後、いち早く経済が回復した。アジア諸国<sup>1</sup>は生産年齢人口比率が高く、インフラ整備も含めさらなる内需拡大が見込まれ、今後も世界の成長センターとして、その存在感がより一層高まっていくと考えられる地域であり、現在、わが国企業の進出は活発化している。

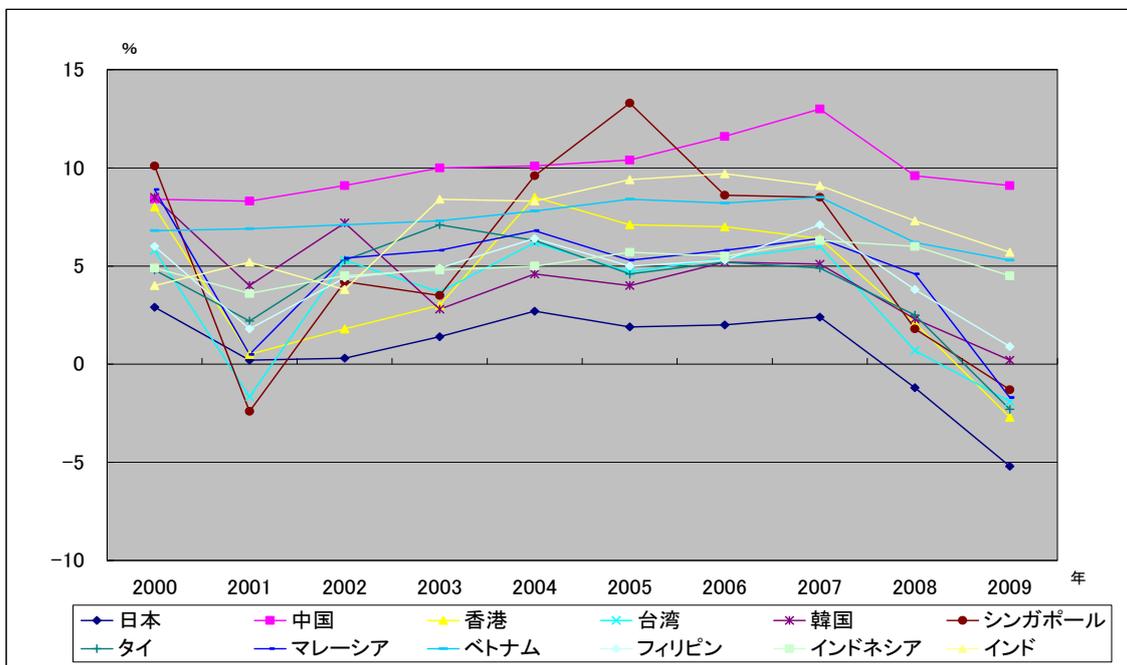
本章では、アジア経済圏の状況を概観したうえで、わが国企業の進出状況を整理する。

### 1. アジア諸国の経済の状況

過去、アジア経済圏は、わが国を筆頭に、韓国、香港、台湾およびシンガポール（アジア NIEs）などの諸国がキャッチアップを図るかたちでの雁行型の経済発展を遂げてきたが、1990年代の通貨危機克服後、タイ等の ASEAN 諸国、中国、インド等が急成長を遂げた。

アジア諸国は、近年、高い経済成長率を保っており、国際的にもその存在感が急速に高まっている。リーマン・ショックを契機とする世界的な金融危機後も回復を見せているが〈図表 1〉、アジア諸国の中でも、内需の強い国（例えば、中国やインド等）と外需の寄与割合の大きい国（例えば、シンガポール等）では、金融危機の影響が異なり、前者の国々はプラスの経済成長率（実質 GDP）を維持したが、後者の国々はマイナス成長に陥った後に回復した。

【図表 1】アジア諸国およびわが国の実質経済成長率



〔資料 OECD Economic Outlook 87 database, IMF April 2010, World Development Indicators 等から作成〕

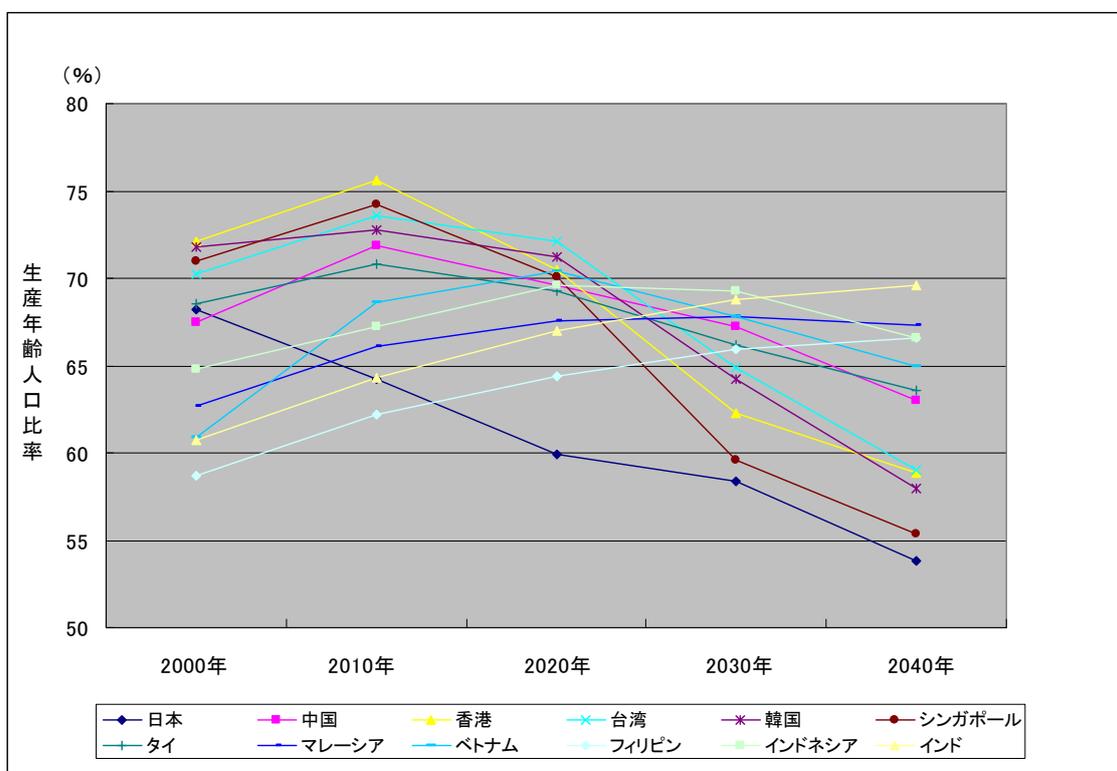
<sup>1</sup> 本レポートでは、特に断りがない限り、「アジア諸国」とは、ASEAN 諸国の一部（タイ、フィリピン、マレーシア、シンガポール、インドネシア、ベトナム）、中国、香港、韓国、台湾、インドを指す。各国の概要は後掲参考 1 参照。

プラス成長を維持している国々の代表としては、中国、インド、ベトナムおよびインドネシアといった国があげられる。中国、インド、インドネシアでは、生産年齢人口が全人口の約 65～75%を占め、特に、インドは、2040 年頃までその伸びが続き、また、中国は 2040 年でも 60%以上の生産年齢人口割合を保つことが予想されている（図表 2）。

生産年齢人口の大きい国々は、若い世代の割合が大きく、家計のライフサイクルの中で今後の生活のための消費需要が大きいと見られる。

また、所得の観点からは、一定の購買力を持つ「中間層」の形成が見込まれることもあり、旺盛な消費需要を背景とした、堅調な内需を牽引役とする着実な経済発展が見込まれ、世界の成長センターの役割を果たすことが期待されている。

【図表 2】 アジア諸国およびわが国の生産年齢人口（15～64 歳）比率の推計

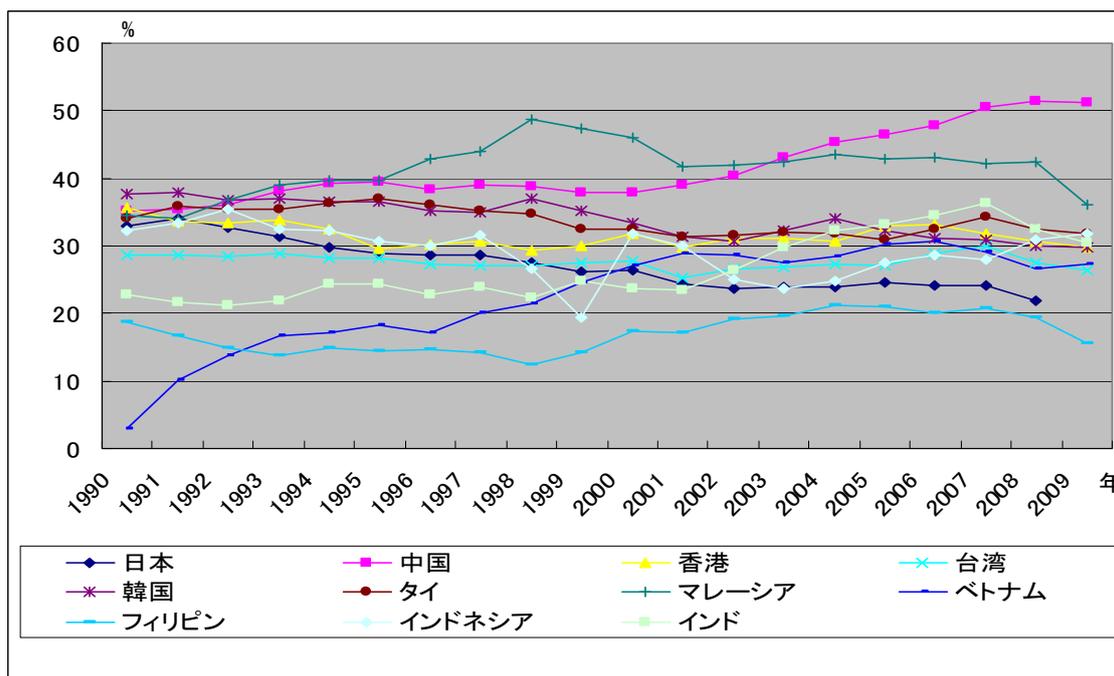


〔資料 国際連合 経済社会局人口部ウェブサイト資料、台湾行政院経済建設委員会「2010 年至 2060 年台湾人口推計」から作成〕

こうした経済成長の源泉としては、人口要因以外にも貯蓄と技術革新の存在が指摘できる。かつてわが国が豊富な貯蓄に支えられて経済成長を成し遂げてきたように、貯蓄も重要な要因である。現在のアジア諸国では、例えば、中国やインドなどが GDP 対比 30%を超える高い貯蓄を有しており、それが旺盛な国内投資需要を支えるかたちで成長を維持しているとみられる（図表 3）。

一方、わが国をみると、総人口が 2005 年から減少に転じており、将来的に生産年齢人口比率の低下が見込まれるなか、内需拡大等による大幅な経済成長は見込みにくい状況にある。

【図表 3】アジア諸国およびわが国の国内貯蓄率の推移



注) シンガポールを除く。また、わが国は2008年までの数値を掲載。

[資料 アジア開発銀行 (ADB) “Key Indicators for Asia and the Pacific 2010” から作成]

## 2. わが国とアジア諸国との経済的な結びつき

### (1) わが国企業のアジアへの進出状況

わが国企業は、これまではアジア諸国を「生産拠点」として捉えていたが、昨今ではアジア諸国の内需拡大を踏まえ、その「消費市場」としての発展可能性にも注目し、進出を加速している。特に、中国については、2000年の進出企業は約1,500社であったが、2009年には約2,500社と大幅に増加している〈図表4〉。業種別にみると、電気、化学、機械といった製造業のほか、卸売業（例えば、電気機器、機械、化学製品の卸売）の進出も見られる。

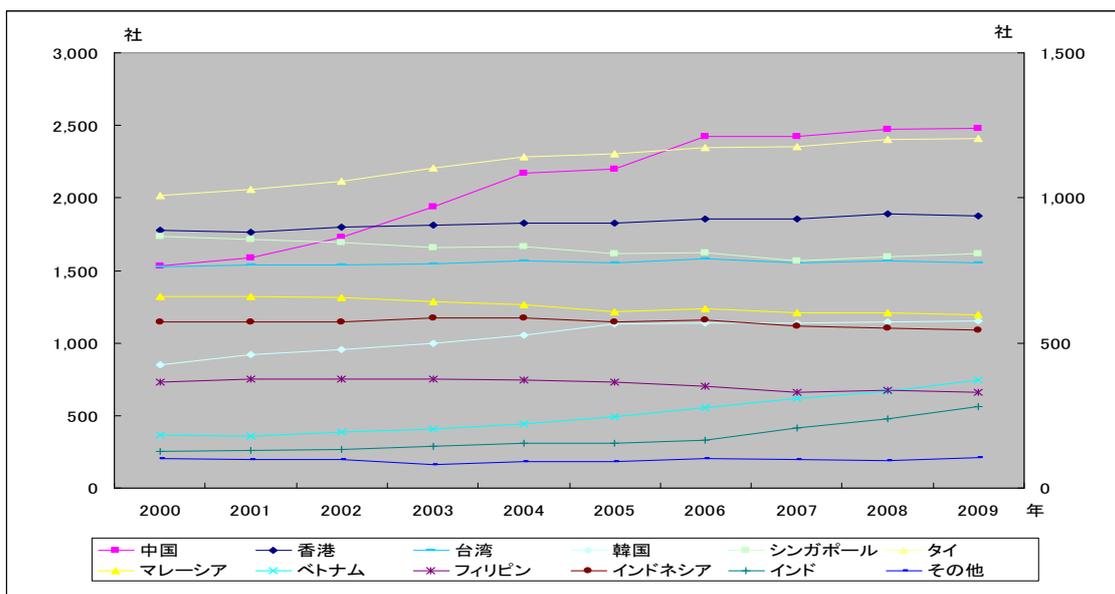
わが国企業が海外に設立した現地法人の分布をみると、アジアは10,712社と全世界（＝17,658社）の6割を占め、なかでも中国は5,130社（全世界に占める割合が約3割）、ベトナム、インド等のその他アジアは619社（同3.5%）と全世界に占める割合は拡大傾向にある<sup>2</sup>。中国、インド、インドネシアなどにおける現地拠点は、「生産拠点」や「販売拠点」のほか、「研究開発拠点」としての役割も期待されている。

中堅・中小企業の海外進出先を地域別にみても、中国への進出が顕著である。今後、海外展開上重視する国としては、アジア諸国では、中国のほか、ベトナム、タイ、韓国、インド、台湾などの国があげられている<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> 経済産業省（2010）「第39回海外事業活動基本調査結果」（2009年7月調査、2010年4月）。

<sup>3</sup> 三菱東京UFJ銀行「拡がるわが国中堅中小企業の海外展開」（『経済情報』、2010年11月10日）p.3。

【資料 4】 わが国企業のアジアへの進出状況



注 1) 図表左の縦軸は中国への進出企業数、右の縦軸はその他の国への企業数を示す。

注 2) 「中国」は主軸 (左側)、その他の国・地域は第 2 軸 (右側) の目盛を参照。

注 3) 「その他」は、マカオ、モンゴル、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、パキスタン、スリランカ、バングラデシュ、ネパール、カザフスタンおよびグルジア。

〔資料 東洋経済新報社「海外進出企業総覧【国別編】」から作成〕

## (2) わが国からのアジア諸国に対する直接投資

わが国からアジア諸国に対する直接投資は、わが国への逆輸入を目的とする製造業のほか、卸売・小売業にも広がりを見せ、2009 年末の直接投資残高は約 16 兆円まで拡大している。これは、2000 年と比較して 3 倍近い増加であり、アジア諸国以外に対するものを含めた全直接投資残高のうち、23.7%を占めている<sup>4</sup>。直接投資の収益率をみると、ASEAN 諸国や中国の方が欧米に比べても高いうえ、リスク対比でみても必ずしもハイリスク・ハイリターンではないとみられる<sup>5</sup>。

## (3) 企業活動から見るアジア諸国との結びつき

貿易についてみると、わが国とアジア諸国との貿易額は年々増加し、2008 年には、アジア諸国への輸出額が約 40 兆円、アジア諸国からの輸入額が約 32 兆円と、2000 年と比較してそれぞれ 2 倍近くまで増加しており<sup>6</sup>、当該諸国との貿易は約 4 割と、わが国の輸出入の中で大きな割合を占めている<sup>7</sup>。

<sup>4</sup> 財務省・日本銀行「国際収支統計」によると、2000 年のアジアへの直接投資残高は 5.7 兆円であり、全投資残高のうち 17.7%を占めている。

<sup>5</sup> 経済産業省 (2010)「通商白書 2010」pp.249-250。

<sup>6</sup> 2000 年のわが国のアジア各国向けの輸出額は約 21 兆円、アジア各国からの輸入額は約 17 兆円。

<sup>7</sup> 経済産業省・前掲 (注 5)によると、2008 年時点で、わが国のアジア向け輸出額は全体の 42.4%、アジアからの輸入額は全体の 43.7%となっている。

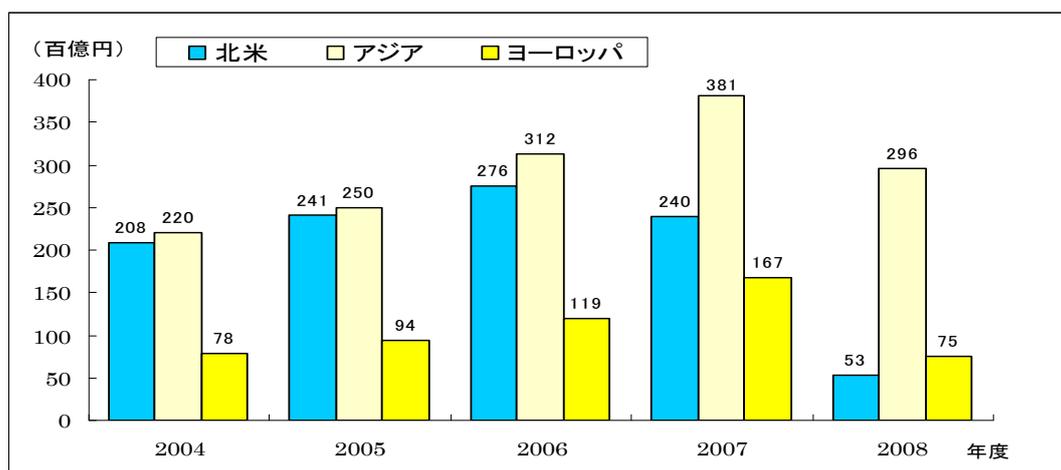
欧米への輸出については、金融危機後の欧米の需要減により大幅に減少している<sup>8</sup>。一方、近年、アジア諸国間の貿易額は増加傾向にあり、金融危機後の2009年も2007年とほぼ同額の約1.6兆ドルを維持するなど、2000年と比較してアジア諸国間の経済関係が一層強まっていることがうかがえる。

貿易品目をみると、わが国から米国・欧州への輸出では最終財が約6～7割を占める一方、当該地域からの輸入では素材・中間財が約5割を占めており、金融危機前後でその状況に大きな変化は見られない。また、中国・韓国などASEAN+6については、わが国からの中間財輸入が増加していることから、アジア諸国は「世界の工場」としての位置付けは変わっていない。

また、現地に進出しているわが国企業の事業活動について製造業の現地法人の現地および域内販売比率を地域別にみると、2008年度は、北米が92.6%、欧州が89.8%、アジアが73.1%となり、製品の多くは現地および域内において消費される傾向となっており、消費地となっていることがうかがえる<sup>9</sup>。1999年度と比べると、アジアでは現地および域内販売比率が上昇している点が注目される。一方、製造業現地法人の現地および域内調達比率を地域別にみると、2008年度は、北米が66.6%、アジアが63.1%、欧州が58.8%と、各地域ともに仕入高のうち約6割を現地および域内から調達している。1999年度と比べると、現地および域内調達率は、北米、アジア、欧州ともに上昇しているが、日本からの調達比率は、北米、アジア、欧州ともに低下していることが伺われる。

また、現地法人の2008年度の収益状況を地域別にみると、北米(5,306億円、前年度比77.9%減)、欧州(7,453億円、同55.3%減)、アジア(2兆9,555億円、同22.5%減)ともに減少しているものの、アジアでの収益が大きいことがわかる(図表5)。

【図表5】わが国企業の現地法人の経常利益の地域別内訳



[資料 経済産業省資料<sup>10</sup>から作成]

このように、調達・生産・販売といった企業活動を通じて、わが国とアジア、また、ア

<sup>8</sup> 2007年と2009年を比較すると、米国への輸出額は約7,000億ドルから約5,800億ドルへ、EUへの輸出額は約6,800億ドルから約5,800億ドルへ減少している。

<sup>9</sup> 経済産業省・前掲(注5)。

<sup>10</sup> 経済産業省・前掲(注2)。

アジア域内の経済の結びつきは一層強まってきているといえる。

#### (4) アジア諸国のインフラ需要

アジア諸国のインフラ整備に係る需要の高まりもあり、アジア開発銀行（ADB）の試算によると、当該地域のインフラ投資に係る資金ニーズは、今後 10 年間で約 8 兆ドルに達すると推計されている<sup>11</sup>（図表 6）。しかしながら、足許でインフラ事業に振り向けられた民間資金や公的開発援助資金の額は、その需要を大きく下回る水準にとどまっている<sup>12,13</sup>。

このように、現状の民間投資や公的資金のみでは、膨大な資金需要を賄うことができずさらなる外部資金の呼び込みが不可欠となっている<sup>14</sup>。そのため、資金調達に関しては、従来の国際機関からの借入（ソブリンローン）といった政府債務を増加させる手法ではなく、Public Private Partnership（PPP）等の手法による、政府債務の増加を伴わない民間部門からの調達するニーズが高まっている<sup>15</sup>。

【図表 6】アジアにおけるインフラ投資需要（2010～2020 年）

（単位：10 億ドル）

セクター	新設	更新	合計
電力	3,176	912	4,089
通信	325	730	1,056
運輸	1,762	704	2,466
水関連	155	226	381
合計	<b>5,419</b>	<b>2,573</b>	<b>7,992</b>

〔資料 ADB ウェブサイト資料<sup>16</sup>から作成〕

### 3. わが国政府等によるアジアにおけるビジネス展開に係る取組み

こうした民間の動きに対して、わが国の政府の取組みを見ると、アジア経済圏が世界の成長センターとして期待されるなか、アジアとの関係強化が急務との認識のもと、「新成長戦略（基本方針）」（2009 年 12 月 30 日閣議決定）、「新成長戦略」（2010 年 6 月 18 日閣議決定）において、アジアを中心とするインフラ需要に応えるための「パッケージ型インフラ海外展開」を推進することとし<sup>17</sup>、2010 年 9 月には、内閣総理大臣を議長とする「新成

<sup>11</sup> Asian Development Bank and the Asian Development Bank Institute (2009), "Infrastructure for a seamless Asia".

<sup>12</sup> 経済産業省・前掲（注 5）p.208。

<sup>13</sup> なお、これら以外に中国をはじめとする各国政府による財政資金支出がある。

<sup>14</sup> 経済産業省（2010）「グローバル金融メカニズム分科会報告書」。

<sup>15</sup> 日本貿易会（2010）「日本貿易会月報（2010 年 6 月号）」。

<sup>16</sup> Asian Development Bank・前掲（注 11）。

<sup>17</sup> 「パッケージ型インフラ海外展開」の分野では、内閣総理大臣を委員長（国家戦略担当大臣を委員長代理）とし、官民合同の委員からなる「国家戦略プロジェクト委員会（仮称）」を設置すること、同委員会では、国として重点的に推進するプロジェクトに対し、わが国経済への波及効果・インパクト等を判断し、パッケージ化の対応も含めた省庁間の政策調整や調査審議を行うこと、また、重点国を中心に「インフラプロジェクト専門官（仮称）」を在外公館内に指名する等、在外公館の拠点性を強化すること、等が盛り込まれている。

長戦略実現会議」が設置され、パッケージ型インフラの海外展開等も含め検討が行われている。また、同9月に設置された「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」においては、インフラ分野に係るわが国企業の海外展開を支援するため、①個別の重点プロジェクトの取り組みの支援、②重点分野の戦略策定、横断的・構造的課題等の改革、について、国家横断的かつ政治主導の判断を行う、として、政府部内の体制強化も含め、検討が行われている。2010年12月10日には、「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合決定事項（関係政府機関のファイナンス面での機能強化）」が公表され、民間資金の補完機能として、関係政府機関のリスクテイク機能を拡大するための施策を実施することとされている。

さらに、「新成長戦略」において「金融戦略」が7つの戦略分野の1つとされたことを受けて、2010年12月24日に金融庁から「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて～」が公表され、「アジアと日本とをつなぐ金融」の施策を進めるために、アジアの主たる市場（メイン・マーケット）たる日本市場の実現とわが国金融機関のアジア域内での活動拡大<sup>18</sup>を掲げている。この中では、①日本市場の魅力を上向きさせ、公正性・透明性を確保するとともに、内外の利用者にとっても信頼できる利便性の高い金融資本市場を実現すること、および、②わが国の金融機関がアジア各国で活動する際の障壁を除去することを目指している。

アジア諸国において、鉄道、水道、エネルギーなどの社会資本整備が求められるなか、それらの分野におけるわが国の製品・サービス等に対する海外の潜在需要は大きい。2009年10月の東アジアサミットでは、わが国の提案にもとづき、ERIA（東アジア・ASEAN経済研究センター）、ADBおよびASEAN事務局が「アジア総合開発計画」を策定することに合意している（図表7）。わが国企業が有するこうしたインフラ整備等に係る先進的な技術等の強みを活かすことで、アジアの一層の発展のために貢献できると考えられる。わが国企業にとっても、こうした総合的かつ戦略的なビジネスを展開するうえで、わが国政府等の支援が望まれている。

また、政府はこれまでも中小企業の海外進出等を支援してきたが、経済産業大臣を議長とする「中小企業海外展開支援会議<sup>19</sup>」が新たに設置され、中小企業の海外展開に関する相談窓口の一本化など、さらに取り組みを強化する動きが見られる。2010年12月27日には、金融庁・財務省・経済産業省から、連携して、中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化に向けて取り組むとの方針が示されている<sup>20</sup>。日本貿易振興機構（JETRO）も、わが国の中小企業等が海外展開するために積極的な支援を行っている。

このほか、現地企業と日本企業との間のビジネスマッチングを進めるために、日本の地方自治体と地域の商工会議所が進出先の地方政府等との商談会をサポートする例もみられる。

日銀においても、「成長基盤強化を支援するための資金供給<sup>21</sup>」を2010年6月から実施

<sup>18</sup> 金融庁 Web サイト (<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20101224-5.html>)。

<sup>19</sup> 経済産業省の第1回中小企業海外展開支援会議（2010年10月5日開催）の関係資料は、経済産業省 Web サイト (<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kaigai/101005HS.htm>) 参照。

<sup>20</sup> 金融庁 Web サイト (<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20101227-7.html>)。

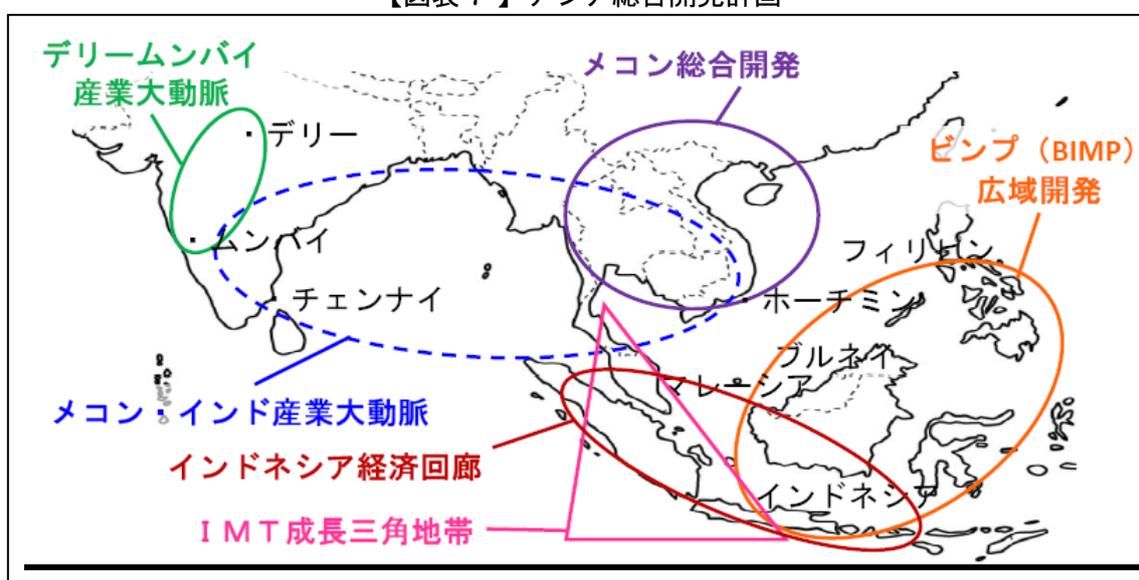
<sup>21</sup> 貸付総額最大3兆円の範囲で金融機関の申請に応じるものであり、成長基盤の強化に向けて取り組む金融機関に対して低金利かつ長期の資金を供給するスキーム。

するなど、アジアの旺盛な投融資資金需要に対応している。第 2 回資金供給においては、「アジア投資・事業」分野が 937 億円となっており、総資金供給額に占める割合が 8.9%と第 1 回時 (1,059 億円・6.9%) から 2.0%ポイント増加した。こうした動きを見ても、高成長が期待できるアジア諸国での事業拡大を狙って、現地における設備投資や現地企業の買収等に係る資金需要が高まっていると考えられる。

こうした政府等の取組みは、わが国銀行の海外進出企業等に対する円滑な業務展開にも資するものであり、官民一体となった取組みを推進することは引き続き重要である。

一方、民間側の対応をみると、日本経団連が、提言「豊かなアジアを築く広域インフラ整備の推進を求める」において、インフラ整備に係る資金調達について提言しており、アジア域内における資本市場整備を加速し、官民の連携によりインフラ・ファンドの開発を進め、民間資金の活用を道を開くことの必要性に言及している<sup>22</sup>。

【図表 7】アジア総合開発計画



[出所 経済産業研究所資料]

<sup>22</sup> 2010年3月16日公表。同提言では、アジアのインフラ需要に積極的に対応していくための莫大な必要財源をアジア域内各国の財政や関係各国のODAだけで賄うことは困難であるとし、わが国は、「国際協力銀行 (JBIC) や日本貿易保険 (NEXI) 等の政府資金 (OOF)、民間投資、官民連携 (PPP) スキームなど開発のためのあらゆるスキームを動員することが必要である。」と指摘している。なお、日本経団連は、これまでも「アジア経済の成長アクション・プランの実現に向けて」(2009年11月17日公表)等の提言を公表している(後掲参考2参照)。

## II. アジア経済圏の金融・資本市場の現状とわが国銀行の提供するサービス

第 I 章では、アジア経済圏の成長期待が高く、わが国企業も進出を加速していること、また、経済の結び付きが深まっていることを示した。

アジア経済圏が一層の経済成長を遂げるためには、社会のインフラ整備と併せ、企業活動をさらに活発化させていくための政策が必要である。その結果、さらなる雇用創出や購買力向上が実現し、これによる内需の拡大がさらなる需要を生む、経済成長の好循環メカニズムの形成が期待できる。

一方、社会インフラの整備や企業の設備投資等を支えるためには、安定的で円滑な資金調達が不可欠であり、それを可能とする安定的かつ効率的な金融・資本市場の整備が必要となる。さらに、アジア経済圏全体で一定の調和が図られた規制・監督体制が実現すれば、一層円滑かつ強靱な金融システムの構築が可能になると考えられる。

アジア諸国では、1990年代後半のアジア通貨危機を踏まえ、自国経済の着実な成長等を確保するための安定的な金融システムの整備に向けた取組みを進めてきており、現状、それにふさわしい規制・監督体制を構築する努力が図られてきていると理解される。

本章では、上記のような観点から、アジアにおける金融・資本市場の現状等も踏まえ、域内経済の一層の成長に資する強靱な金融システムの整備と、それを可能とするような規制・監督体制への移行、さらには、わが国銀行が当該地域で円滑にサービス等を提供するうえでの問題・課題等を概観する。

### 1. アジア諸国の金融・資本市場の現状とわが国銀行の関与

#### (1) アジア諸国の金融・資本市場の現状

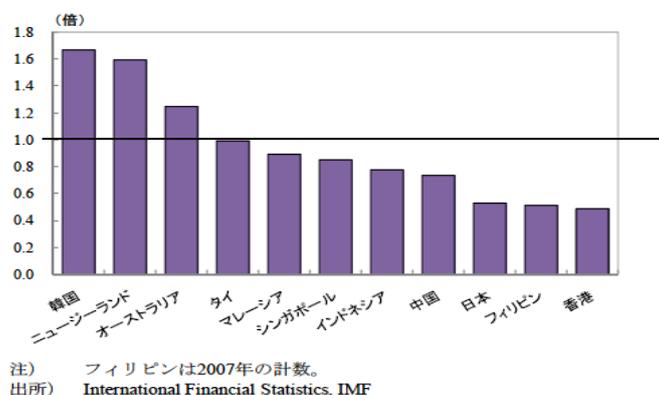
アジア諸国の金融・資本市場は、間接金融が中心と言われている。経済の発展度合いや経済活動に係る諸規制・諸制度の整備状況はアジア諸国で大きく異なっているが、全体としては預金・貸出をはじめとする伝統的な商業銀行業務の占める割合が高い、とみられる。

1997～98年の通貨危機とそれに続く金融改革を経て、金融・資本市場は拡大してきている。各国の比較を容易にするために対GDP比率に着目すると、総じて、商業銀行を通じた間接金融の割合が高く、韓国以外のアジア諸国では、預金残高が民間向け与信残高を上回るという、いわゆる預超構造にあるのが特徴であり〈図表8〉<sup>23</sup>、アジア諸国では依然として、資金仲介において銀行が中心的な役割を果たしている。

<sup>23</sup> 図表8のEMEAP(エミアップ)(Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks(東アジア・オセアニア中央銀行役員会議))は、オーストラリア準銀、中国人民銀行、香港金融管理局、インドネシア中銀、韓国銀行、マレーシア中銀、ニュージーランド準銀、フィリピン中銀、シンガポール通貨庁、タイ中銀および日本銀行の11中銀・通貨当局から構成される。

(日本銀行 Web サイト (<http://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/intl/07204001.htm/>) 参照)

【図表 8】 EMEAP 諸国の民間向け与信／預金比率（2008 年）



【図表 9】 アジア諸国の金融・資本市場（2000 年と 2008 年の比較）

	金融市場の規模と構成 (% of GDP)							
	金融機関の資産							
	預金取扱金融機関		ノンバンク		時価総額		債券残高	
	2000	2008	2000	2008	2000	2008	2000	2008
中国	168.8	204.5	8.8	33.9	27.1	32.3	16.9	50.3
香港	505.5	640.7	196.4	573.8	363.9	610.9	35.8	42.9
インド	61.6	91.6	15.4	32.8	33.3	59.7	24.6	35.3
インドネシア	63.6	48.6	8.8	13.7	18.7	21.7	31.9	13.4
韓国	147.9	192.7	44.1	62.6	31.2	56.3	66.5	86.2
マレーシア	154.2	190.3	16.5	20.2	124.7	89.6	74.8	73.5
フィリピン	99.2	78.8	22.4	18.5	76.8	54.3	27.6	33.7
シンガポール	683.8	707.9	39.1	47.1	243.7	148.0	48.0	70.8
台湾	259.9	289.6	29.8	80.6	81.7	94.7	7.7	7.7
タイ	132.3	137.7	10.7	33.0	26.0	39.2	25.3	51.6
平均	227.7	258.2	39.2	91.6	102.7	120.7	35.9	46.5
中央	151.1	191.5	19.5	33.4	55.1	58.0	29.8	46.6
ユーロ圏	230.0	315.8	142.1	169.3	-	-	124.2	69.4
日本	227.5	230.9	118.5	132.1	71.7	55.8	97.4	193.4
米国	78.3	104.8	283.2	306.1	117.5	64.6	41.8	55.3

注 1) 中国の金融資産のデータは 2002 年と 2007 年、香港は 2000 年と 2007 年、インドネシアは 2001 年と 2007 年、日本は 2001 年と 2004 年。

注 2) 時価総額は現地通貨における対 GDP の割合。

注 3) インドの金融セクターの資産は年度ベース。

注 4) 「平均」の値は単純平均。

(出所) OREI staff calculations using data from national sources, CEIC, AsianBondsOnline, Bloomberg, World Economic Outlook Database April 2009, and World Federation of Exchanges.

[資料 ADB 関係資料<sup>24</sup>から作成]

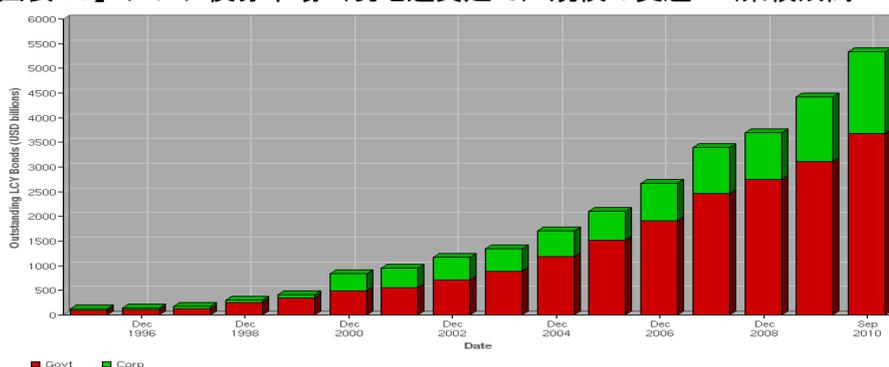
そうした間接金融を中心とするアジア諸国ではあるが、近年、株式や債券市場が堅調に伸びており〈図表 9〉、現地通貨建て債券市場が拡大している。BIS 統計によると、わが

<sup>24</sup> Chee Sung Lee and Cyn-Young Park (2009), "Beyond the Crisis: Financial Regulatory Reform in Emerging Asia," Asian Development Bank, No. 34, September 2009.

国を除くアジア諸国<sup>25</sup>における国内発行債券<sup>26</sup>の残高は、1996年12月の5,270億ドルから、2010年3月には4.6兆ドルにまで拡大した。より仔細に見ると、累積残高は一貫して増加を続けており、純増額も直近の2009年から2010年にかけて大きく伸びている〈図表10〉。こうした動きの背景の1つとしては、アジア通貨危機を教訓とするアジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI<sup>27</sup>）やアジア・ボンド・ファンド（ABF<sup>28</sup>）といった取組みが寄与してきた点を指摘できる。このうちABMIに関しては、2010年5月のASEAN+3財務大臣会議において、「ASEAN+3債券市場フォーラム（ASEAN+3 Bond Market Forum（ABMF）」が設置され、域内のクロスボーダー債券取引に係る市場慣行の標準化や、規制の調和を進める実務者レベルの取組みをスタートさせており、さらなる推進が期待されている<sup>29</sup>。

ただし、中国や韓国を除けば、アジア諸国の金融機関や企業が発行する国内債券（社債）の残高はまだ大きくない。また、調達手段の構成比をみると、借入や増資といった資金調達手法に比べて、社債による調達の割合は小さい<sup>30</sup>。その背景として、アジア域内の証券取引の動きはまだ活発とはいえず、その要因としては、投資対象となる発行体や金融商品の種類の少なさ、流動性の低さ（途中で売却して換金できない）等があげられ、それらが投資を行う際の魅力のなさにつながっているとの指摘もある<sup>31</sup>。

【図表10】アジア債券市場（現地通貨建て）規模の変遷<sup>32</sup>（累積残高ベース）



〔出所 ADB ウェブサイト資料〕

<sup>25</sup> 中国、台湾、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、韓国、タイ、香港およびシンガポール。

<sup>26</sup> 居住者により発行された自国通貨建て債券。

<sup>27</sup> ABMI は、アジア通貨危機の一因となった通貨・期間のミスマッチの解消や銀行融資に過度に依存しないアジア域内の債券市場の育成に対処するため、①証券化を活用した新たな債券の開発、②信用保証・投資メカニズム、③外国為替取引と決済システム、④域内格付機関等を包括的に検討する枠組み。

<sup>28</sup> アジアの国債や政府系機関債を運用対象とした投資信託商品を開発し、それを EMEAP メンバーの中央銀行が共同で購入する枠組み。EMEAP メンバーの中央銀行は、「ABF1」（約 10 億米ドル（2003 年））、「ABF2」（約 20 億米ドル（2004 年））のファンドを創設するなど、①市場のインフラ整備、②EMEAP 域内における市場改革を促進している。

<sup>29</sup> 同年 9 月に各国の財務省・中央銀行に加え、業界団体、自主規制機関等が参加する同フォーラムの初会合が東京で開催されている。

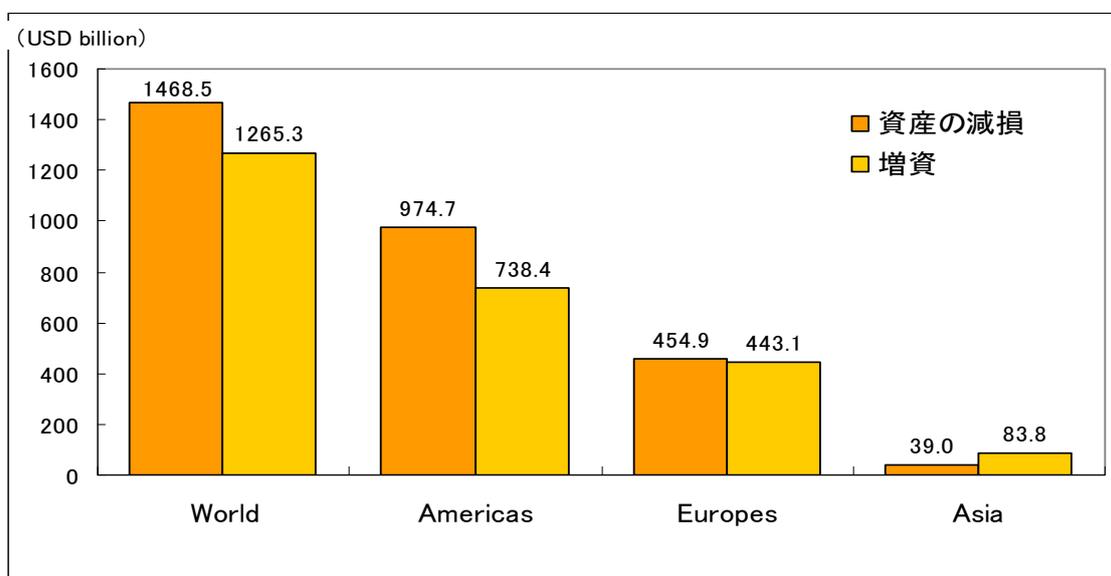
<sup>30</sup> Asia Development Bank (2010), Asia Bond Monitor.

<sup>31</sup> 野村敦子（2010）「アジアの金融・資本市場—グローバル金融危機から得られる教訓と今後の展望」（日本総合研究所編『金融システムの将来像 規制改革・地域戦略・アジア展開の新たな指針』、金融財政事情研究会）p.251。

<sup>32</sup> 上記図表のデータにはわが国の計数を含む。

2008年から2009年にかけての世界的な金融危機がアジア諸国に与えた影響について触れたい。いわゆるサブプライム危機がアジア諸国に与えた影響は、複雑な金融商品の保有が少ないこともあって、欧米諸国と比べれば総じて、小さかったとみられる（図表 11）。

【図表 11】サブプライム危機前後の世界主要行への影響（地域別の減損・増資状況）



〔資料 ADB 関係資料<sup>33</sup>から作成〕

また、リーマン・ショック前後からのアジアの資金フローについて触れておきたい。

欧州・米国からアジア・太平洋地域への資金の流れをみると、2007年春頃（第2四半期）は、証券投資（株式、債券）や直接投資などのかたちでアジアなどの新興国に資金が流入していた。2008年秋のリーマン・ブラザーズの破綻を契機に、金融・経済環境をめぐる不確実性が一気に高まるとともに、世界各国の景気が同時に悪化し、投資家がリスク回避的な行動（高リスクの投資の手控え、金融機関の過大なレバレッジの解消等）をとった結果、アジアなど新興国に向かっていた資金の流れは急速に縮小した。しかしながら、2008年秋の金融危機後に一時滞ったアジアへの資金の流れは、新興国の成長率の高さなどを受け、2009年春頃から回復の兆しを見せ、同年第4四半期までに力強い回復を示した。そして、2010年春頃（第2四半期）には、金融危機以前の水準を上回るまでに至っている（図表 12）。

こうしたアジアへの資金の流れは、アジアの人口要因と経済成長に伴う所得水準の向上により、一定の購買力を持つ「中間層」が形成されつつあること、それを受けて将来にわたっても潜在的な消費需要が見込めること、といった予測などを背景に、多くの投資資金がグローバルな規模で流入しているためと考えられる<sup>34</sup>。

上述のような資金の流れは、国際決済銀行（BIS）の銀行統計でも示されている（図表 13）。EMEA各国の海外からの借入れは2002年以降急速に拡大し、2007年には1997年のアジア金融危機以前の水準を上回った。2008年の終盤に生じた海外からの借入れの急

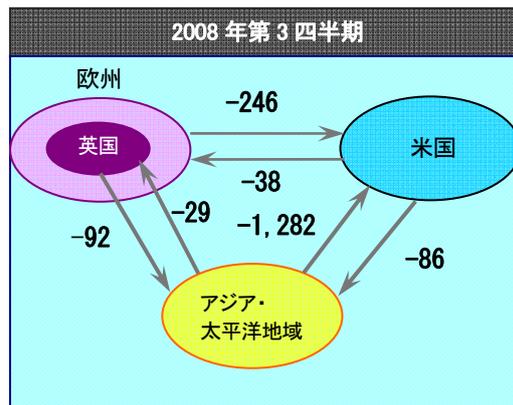
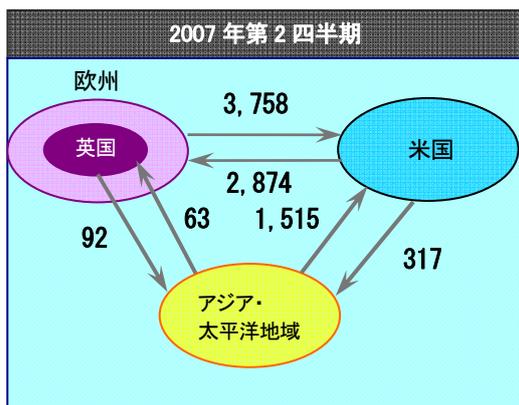
<sup>33</sup> Chee Sung Lee and Cyn-Young Park・前掲（注24）。

<sup>34</sup> 経済産業省・前掲（注5）、内閣府（2010）「世界経済の潮流 2010年〈2010年上半期 世界経済報告〉」等。

速な巻き戻しの動きは、EMEAP 各国にとっても大きな影響を及ぼしたものの、2009 年 3 月以降海外からの借入れが再び上昇トレンドに復するなど、まもなく沈静化した。これは、EMEAP 各国の経済や金融システムが今次の金融危機に対して 90 年代の危機時と比べてより耐性力を持っていたことが大きい。しかし、海外からの借入れの突然の巻き戻しは、EMEAP 各国にとって潜在的なリスクであることには変わらないと見られている。

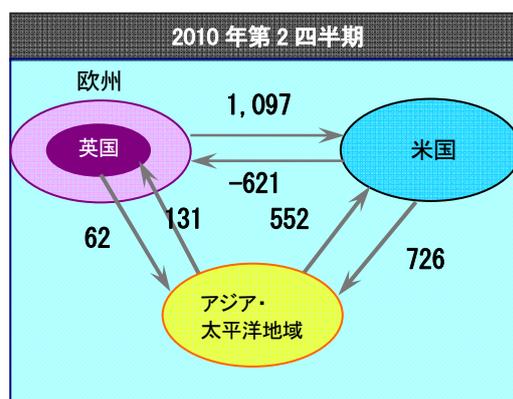
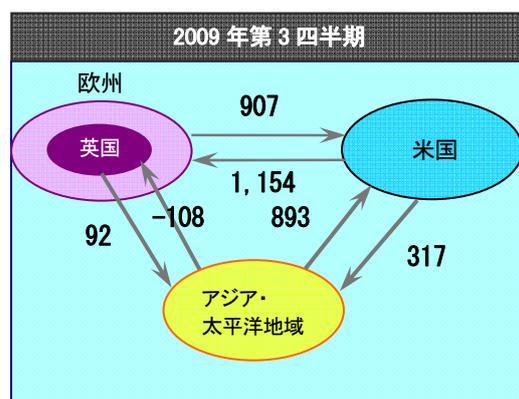
【図表 12】主要地域間の資金の流れの変化

(単位：億ドル)



○ 2007 年 7 月にベア・スターンズが破綻。同年夏頃には米国住宅価格の下落を機にサブプライムローンに係る延滞率が上昇。同 8 月、BNP パリバシヨックが起きたが、米国への資金の流れは大きく変動はしていない。

○ 2008 年 9 月、リーマン・ブラザーズが破綻（リーマン・ショック）。資金の流れは、アジアから欧州、米国へのいずれの流れもマイナスに転じた（アジア諸国による資産購入よりも資産売却の方が大きいことを示す）。

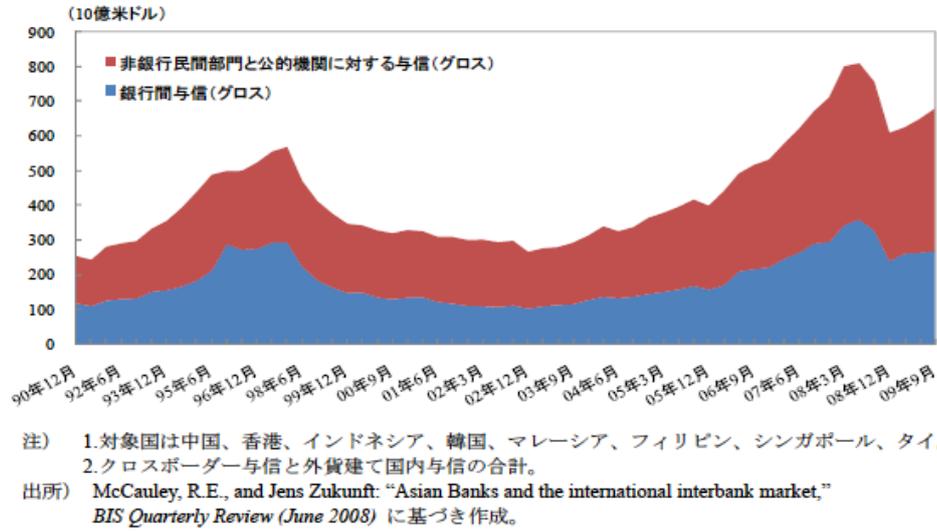


○ リーマン・ショックから 1 年経過後は、マイナスであった米国との間の資金の流れがプラスに転じている。

○ 2010 年になると資金の流れは回復し、アジアへの資金流入は、金融危機・BNP パリバシヨック以前の水準を上回るまでに至っている。

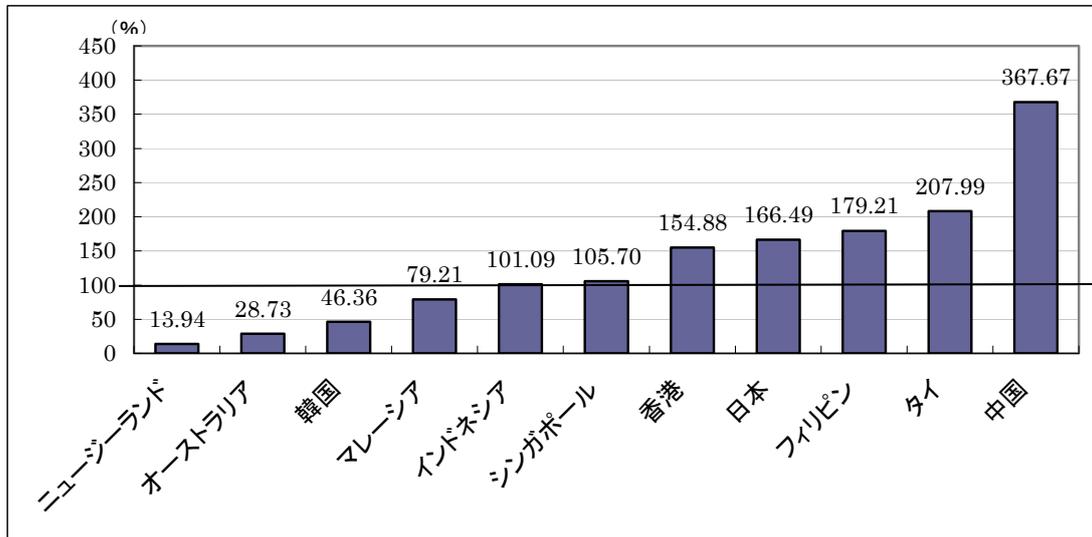
[資料 米国商務省、英イングランド銀行資料等から作成]

【図表 13】 BIS 報告銀行によるアジア向け与信の推移



なお、銀行セクターの対外債権・債務をみると、アジア諸国では、輸出が輸入を上回っている結果として対外債権が対外債務を上回る状況となっている点も特徴としてあげられる。これは、1990年後半の金融危機の経験を踏まえ、金融システムの強靱性強化に資するものとみられる（図表 14）。

【図表 14】 銀行セクターの対外債権/対外債務比率（2008 年）



注) 計数は銀行によるリスクヘッジを除く。2008年平均。フィリピンは2007年平均。

〔資料 International Financial Statistics, IMFから作成〕

## (2) わが国銀行のアジア諸国への進出状況

当協会が実施した会員銀行を対象とした調査<sup>35</sup>結果（以下「アンケート調査」という。）によれば、わが国銀行は、取引先のニーズに応えることや、アジア諸国の成長を取り込むことなどを目的として、中国、香港、シンガポール、タイなど各国に進出し、日系企業を含む現地企業などとの取引を行っていることがうかがえる<sup>36</sup>。

また、今後も生産年齢人口比率が高水準で推移し、労働力が豊富であることや、内需の拡大が見込まれていること等から、中国、インド、ベトナムおよびタイなどの諸国に対するさらなる経済発展を期待する意見が多い（図表 15）。

【図表 15】 今後、一段の成長が見込まれる国

	国名	選択行数	一段の経済成長が見込めると選択した主な理由
1	中国	103	・①人口の多さ、②高い経済成長、③市場の拡大。政府の強いリーダーシップ、外資の積極投資、富裕層（中間層）の拡大による内需拡大、技術水準の向上等。
2	インド	68	・人口の多さ。市場の拡大や経済成長の将来性を見込んだ回答が中心。低廉な人材コスト、語学や IT 等の教育水準の高さ等。
3	ベトナム	44	・ASEAN 諸国では最も多い回答。①人口に占める若者の比率の高さ、②中国と比較して労働力が低廉。また、海外の企業の積極的な誘致、インフラ整備によるさらなる発展性等。
4	タイ	21	・自動車産業等の製造業を中心とした産業集積が進んでいるなどの「インフラ面の整備」。ASEAN の生産拠点としてのさらなる発展性等。
5	インドネシア	20	・人口の多さ。豊富な資源、政情の安定等。
6	シンガポール	9	・アジア、ASEAN 諸国の金融・貿易拠点。安定的な経済成長率、未成長分野に対する成長期待等。
7	香港	6	・中国の成長に対する連携・サポート。
8	韓国	3	・国際競争力強化に対する取組み。海外企業上場等による市場拡大（資金の集中）、世界的に需要が拡大している新しい IT 関連材の生産基地、国際競争力強化の国家的取組みが顕著等。
9	台湾	2	・中国を含めた諸外国との交流拡大、台湾企業の海外進出。中国との経済協力協定の締結により市場拡大の恩恵を強く受けると想定されること、諸外国との交流（貿易等）拡大、日本企業の進出等。

(注) 表は、前述の「アンケート調査」において、「アジア諸国の中から、今後、一段の経済成長が見込める国・地域はどこだと思うか」（3 か国まで選択可能）に対して回答数の多かった国から順番に並べるとともに、その理由を記したもの。上記表の「選択数」は回答を寄せた 119 行のうち、当該国を選んだ銀行数を示す。

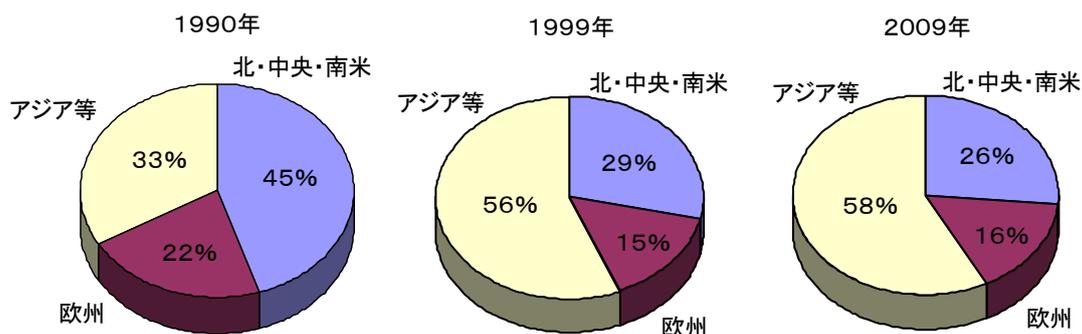
〔資料 全銀協「アンケート調査」から作成〕

<sup>35</sup> 当協会は、2010年8月に、会員銀行に対して「アジアの金融・資本市場における活動状況に関する調査」を実施し、アジア諸国を対象に今後の成長期待や進出状況等を調査した。

<sup>36</sup> 都銀等のアジアを含む海外戦略については、川寄靖之（2010）「三井住友銀行の海外業務～現状と今後の戦略について」（2010年7月）、菅野暁（2010）「みずほコーポレート銀行のグローバル戦略について」（2010年8月）、畑尾勝巳（2010）「三菱東京UFJ銀行の国際業務戦略」（2010年9月）、首藤邦之（2010）「住友信託銀行の海外ビジネス～当社独自の事業展開を目指して」（2010年10月）（『金融』全国銀行協会）。

銀行の海外支店・出張所数の推移をみると、2009年3月時点では1990年頃と比べて絶対数は減っているものの、アジア（含む、中東・オセアニア）地域の拠点の割合が増えている（図表16）。特に、地方銀行などの地域金融機関においても、取引先企業のアジア諸国への進出に伴って当該諸国への関心が高まっている。

【図表16】全国銀行の海外支店・出張所の推移（地域別）



注) 各年とも3月末時点。アジア等は「中東」、「オセアニア」を含む。

〔資料 全国銀行協会「財務諸表分析」から作成〕

わが国銀行の海外展開は、これまで顧客企業の海外進出に伴うサポートがメインであり、「肌理細かいサポートや安心感」などを求める取引先企業の期待に応えている。

最近では、わが国企業がアジア諸国を消費市場と捉えることに伴い、金融サービスに対するニーズも変わってきている。すなわち、輸出であれば貿易金融の提供、生産拠点であれば運転資金・設備投資資金の融資が求められるが、現地で物品販売やサービス提供を行う取引先からは、資金回収や決済サービスの提供が求められる。こうしたニーズに対応するためには、自前での対応に加えて、現地銀行とのネットワークの構築・拡充のほか、現地の情報収集・分析能力が求められる。

なお、近年では、成長が著しい現地企業との取引も多くなっている。現地金融機関や欧米金融機関との間で現地通貨の決済サービスなどの提供を巡り、激しい競争に晒されることも想定される。

わが国銀行の海外進出に当たっては、支店・現地法人を設置する場合と、現地の金融機関への出資・提携を行う場合とがあるが、前者では、現地に拠点を築いて経営を軌道に乗せるまでに時間を要することから、そのための時間を買うという観点から、後者を選択することもある。わが国銀行のうち規模の大きな銀行では、各々の経営戦略にもとづき、これらを組み合わせて事業展開を行っている姿が見られる。

この判断に当たり、経営資源を効率的に使う観点<sup>37</sup>からは、支店形態が望ましいとの指摘がある一方で、現地法人形態の場合には、支店形態では認められない業務（例：現地通貨取引や社債取引等）が認められる場合があり、当然のことながら、こうした業務内容も

<sup>37</sup> 現地法人では、資本金規制等が課される。

判断要素として考慮される。

「アンケート調査」をもとに、わが国銀行の進出状況を概観すると、アジアに進出している銀行<sup>38</sup>は43行<sup>39</sup>であり、全体（119行）の3分の1以上が進出している。

国・地域としては、進出銀行（43行）のうち、38行が中国に進出している。中国本土に進出していない5行においても、全てが香港に進出しており、中国を重視していることがうかがえる。一方、アンケートの中で「今後の成長を期待する国」として回答の多かったインドやベトナムなどの国々に進出している銀行はまだ少数であった。

アジアの銀行への出資・提携状況をみると、進出銀行の半数以上の26行が現地銀行と提携している一方、出資を行っている銀行はわずかであった。

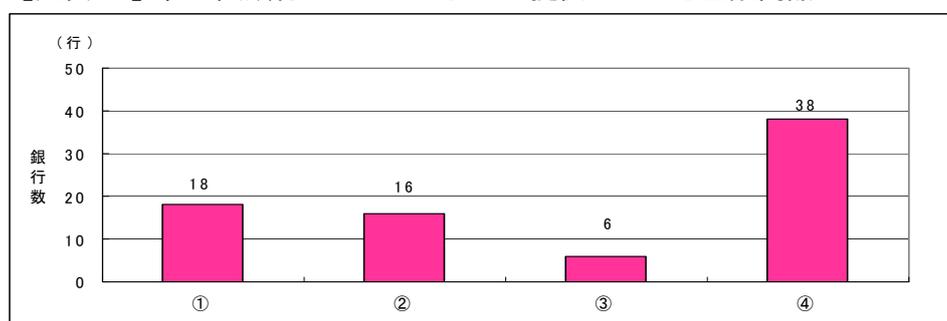
今後進出したい国・地域については、中国が27行と最も多くあげられており、さらに店舗網を拡げる動きもみられる。続いて、タイやベトナムなどのASEAN諸国が10行程度と多かった。

一方、進出を予定していない銀行からは、主な理由として、①地域金融機関として、地元の活動が主目的であること（地元企業からのニーズがない）、②コスト面から進出メリットが乏しいない、③進出に係るノウハウがない、とする理由が示されている。ただし、地方銀行を中心に、アジアに進出はしていないものの、わが国において取引先企業のアジア進出支援を行っている銀行が多い。

### (3) アジアの金融・資本市場においてわが国銀行が提供するサービス

こうしたアジアの金融・資本市場において、当該地域のさらなる成長に向けた資金需要等が高まるなか、そのニーズ等に応えるべく、わが国銀行は様々な金融商品・サービスを提供している〈図表17および図表18〉。銀行業のメインとなる預金・貸出業務は当然ながら、①取引先の輸出支援、②取引先の拠点設置（製造・販売）に伴うもの、③ビジネスマッチングなど（図表19）、わが国企業のアジア進出支援を積極的に行っている。（最近の各行におけるアジア諸国との取引における具体的な取組事例は本レポート別冊〈事例編〉に掲載）。

【図表17】 わが国銀行がアジアにおいて提供している金融商品・サービス



(回答銀行：43行（複数回答可）)

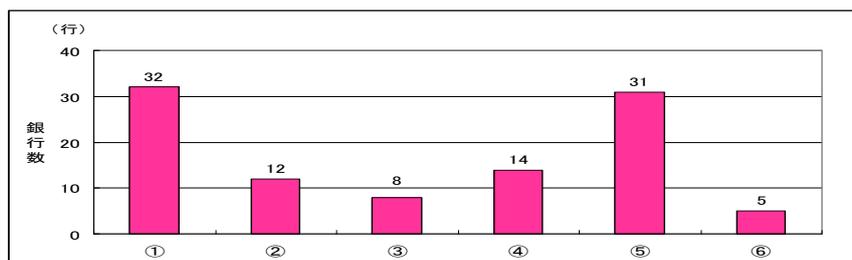
<sup>38</sup> 「進出」は、現地法人・支店・出張所等を現地に設置していることを指す。なお、現地法人としては、原則として連結の範囲に含まれているもの（ないしアニュアルレポート等での公表ベース）を対象としている。

<sup>39</sup> 回答した銀行は119行。アジアへ進出している銀行の内訳は、都市銀行4行、地方銀行30行、信託銀行3行、地方銀行Ⅱ3行、その他が3行となっている。

金融商品・サービス	銀行数
①貸出(シンジケート・ローン、コミットメントラインを含む)	18行
②預金	16行
③決済関連サービス(例:CMSなど)	6行
④その他のサービス等の提供	38行

[資料 全銀協アンケート調査から作成]

【図表 18】わが国銀行がアジアにおいて提供しているその他のサービス等



(回答銀行：43行(複数回答可))

金融商品・サービス(その他)	銀行数
①投資環境に係る情報提供(会計・税制等)	32行
②保証	12行
③輸出入手続の支援(例:資料作成など)	8行
④現地企業に係る情報の提供	14行
⑤ビジネスマッチング	31行
⑥その他	5行

[資料 全銀協アンケート調査から作成]

このうち②では、資金面でのサポートが多く、JETROや現地のコンサルティング会社、中小企業基盤整備機構を活用している事例もあった〈図表 19〉。

なお、現地企業を運営するうえでの人事・労務に関してコンサルティングサービスを提供しているといった事例や、取引先企業の資金回収を行うサービスの提供などの事例も寄せられた。

【図表 19】銀行による企業のアジア進出支援に係る主な事例

分類	事例
輸出支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出契約における決済条件の策定支援、輸出契約履行保証の保証状の作成（業務提携先コンサルティング会社の助言を受けながら実施）。</li> <li>海外販売における貿易条件、輸送方法、建値等に関する助言・情報提供。</li> </ul>
取引先の拠点設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引先の現地法人設置・現地での業容拡大のため、設備資金や運転資金の貸付、証券化・スタンバイクレジット信用状（SB L/C）による、現地の提携金融機関や欧米金融機関を通じた与信提供。</li> <li>現地通貨を提供するため、リーススキームやL/Cで与信を提供。</li> </ul>
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>わが国の企業と海外の現地企業を引き合わせるため、商談会を開催。</li> <li>販売先・仕入先の仲介や販売・販路の開拓のための支援を実施。</li> </ul>

[資料 全銀協アンケート調査から作成]

#### (4) アジア諸国における外国銀行のプレゼンス

アジア諸国における邦銀を含めた外国銀行のプレゼンスを資産規模の比率でみると、中国、インドネシア、フィリピン、タイでは全体の16%以下、また、韓国やマレーシアでは同24%以下となっているように、まだ必ずしも大きいものとは言えない状況である（図表20）。

【図表 20】 EMEAP における外国銀行のプレゼンス

	豪州	中国	香港	インドネシア	日本	韓国	マレーシア	ニュージーランド	フィリピン	シンガポール	タイ
外銀現地法人のシェア (a)	4.3	n.a.	27.0	5.3	0.7	11.5	21.8	82.6	0.8	3.2	0.1
外銀(支店)のシェア (b)	11.2	1.9	42.8	8.9	4.1	11.9	0.0	12.8	9.6	69.2	13.0
(a) + (b)	15.5	1.9	69.8	14.3	4.7	23.4	21.8	95.4	10.5	72.4	13.2

注1) シェアは資産規模ベース（単位：％）。「n.a.」は「not available」の略。

注2) 銀行計数は全て2009年9月末時点。ただし、中国は2006年計数。

〔資料 日本銀行資料<sup>40</sup>から作成〕

## 2. アジア諸国の金融・資本市場における規制動向

### (1) アジア諸国の金融・資本市場整備の概観

アジア諸国では、1990年代後半の通貨危機を踏まえ、自国経済等の着実な成長等を確保するために、安定的な金融システムの構築等に向けた取組みが進められてきた<sup>41</sup>。

アジア通貨危機の原因は、事実上のドル・ペッグ制を継続する中で、「アジア諸国内の金融機関が海外から外貨建ての短期資金を調達し、企業の設備投資ニーズに対応するべく、現地通貨建ての中長期貸出を行ったことで、通貨・期間のミスマッチ（いわゆるダブル・ミスマッチ構造）が生じ、海外からの資金引揚げに貸出先企業の経営破綻等も重なり、流動性不足に陥ったため」と指摘されている<sup>42</sup>。

そのため、アジア諸国はチェンマイ・イニシアティブ（通貨危機のような事態の再発防止のための短期流動性問題への対処等）や前述の ABMI といった取組みを進めてきた<sup>43</sup>。

一方、通貨危機に直面したタイ、インドネシア、マレーシア、韓国、フィリピンなどで

<sup>40</sup> EMEAP 金融市場ワーキング・グループ（2010）「EMEAP 短期金融市場における流動性管理：潜在的な構造的脆弱性と中央銀行間の金融協力への展望」（2010年9月）日本銀行 Web サイト（<http://www.boj.or.jp/type/release/adhoc10/eme1009a.htm>）参照。

<sup>41</sup> アジア諸国の金融システムの歴史的な経緯・背景は、後掲参考 3 参照。

<sup>42</sup> 吉田正紀（2009）「アジアの資金フローの現状とチェンマイ・イニシアティブ等の最近の動き」（国際コンファレンス『決済システムの強化を考える—アジアにおける決済の円滑化と資金循環の活発化—』、2009年2月10日、（<http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20090331.html#siryou>、<http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20090331/14-1.pdf>）参照。また、野村敦子・前掲（注 31） p.250。

<sup>43</sup> ABMI では、期間と通貨のミスマッチを緩和し、アジアの貯蓄をアジアの経済発展に必要な中長期の資金ニーズに直接結びつけるため、国際機関等による現地通貨建て債券や証券化商品の発行などが期待されている。

は、銀行部門の財務の健全性回復を図るため、不良債権処理と銀行の資本増強を実施し、銀行監督機関の一元化や中央銀行の権限強化等による規制・監督体制の整備を行うなど、短期間で包括的な金融制度改革が実施された。また、通貨危機以降、各国では外国資本および外国金融機関の参入促進や金融機関の統合再編が進められたほか、預金保険制度の導入（タイ、インドネシア）、倒産法制の整備（インドネシア、タイ）等も進められている<sup>44</sup>。

上述のように、アジア諸国では、1990年代の金融自由化とその後の金融危機を経て、IMFによる金融支援を受けた国を中心に投資家を意識した金融・資本市場改革が進められてきた。金融庁の委託研究報告書によれば、「アジア諸国の金融制度は、基本的には市場原理に対して敵対的ではない。むしろ、欧米やわが国と同様に、基本的には競争促進的な制度の意義を認識しつつ、競争の導入が既存の金融機関に対して与えるインパクトの大きさを調整しようとしているというべき」と評価されている<sup>46</sup>。

一方、アジア開発銀行（ADB）のエコノミストの論文<sup>47</sup>によれば、アジア地域の銀行は資金調達余力もあり、自己資本・流動性の面では良好な状態と評価されるものの、金融システムには構造的な脆弱性があると指摘している。例えば、「投資家の信頼性を確保しないままでは、危機が再発した場合、資本逃避を招く危険性がある」「銀行与信に代替する調達手段としての『厚み』のある債券市場などの構築をはじめとする市場インフラの整備や国内での投資家の育成も課題となる」といったコメントが示されている。

また、アジア諸国の規制・監督は、1990年代の通貨危機を経験して、かつての裁量的なものからルール・ベースのものへと変貌を遂げ、バーゼル銀行監督委員会等が設定した国際基準に概ね沿ったものになってきているが、当局間の協調なく独自の政策を実行した場合には、各国間の利害対立を招き、金融システムが非効率的なものとなるとの懸念も示されている。中長期的には、クロスボーダーレベルでのリスクの拡散を最小限に抑えるためにも、各国の金融規制・監督手法の収斂に向けて、調和や合意形成を図ることが提案されている。

なお、世界銀行の報告書「東アジアのルネッサンス～経済成長の理念」（2007年）<sup>48,49</sup>では、アジア地域の金融部門の課題として、信用リスク管理のほか、地域間協力の推進、社債市場を含めたより効果的な証券市場の育成があげられている（図表21）。

<sup>44</sup> なお、タイ、インドネシア、マレーシアでは、中長期的な金融改革の指針として、金融セクターに係るマスタープラン（例えば、タイの「Financial Sector Master Plan」等）を策定しており、今後の自国の金融システムを目指す方向性と計画を示している。

<sup>45</sup> このほか、アジア諸国では、他の国と比べて比較的高い外貨準備水準を維持しているほか、財政出動余力は高いと見られる。

<sup>46</sup> 日本貿易振興機構アジア経済研究所（2007）「アジア金融セクターの規制緩和に関する法制度研究」報告書（2007年7月11日）（金融庁委託研究）p.15。同報告書は、「欧米やわが国ほどには金融業が成熟していないアジア諸国において、規制緩和等を通じ、金融制度がどの程度市場原理を取り入れたものとなっているか現状を把握するとともに、各国の現状を踏まえ、金融制度と市場原理の理論的な関係について再検討」している。

<sup>47</sup> Chee Sung Lee and Cyn-Young Park・前掲（注24）。

<sup>48</sup> Homi Kharas, Indermit Gill et al.(2007), "An East Asian renaissance : ideas for economic growth".

<sup>49</sup> ここでの「東アジア」とは、わが国のほか、中国、韓国、北朝鮮、モンゴル、ベトナム、フィリピン、カンボジア、タイ、ミャンマー、マレーシア、シンガポール、インドネシア、ラオスを指す。

【図表 21】 金融部門に対する課題

《金融 (Finance) 部門に対する示唆》

事実	示唆 (課題)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人部門に対する銀行の債権は1997年から1998年にかけて減少。</li> <li>・ 金融危機以来、外貨準備は大幅に増加。</li> <li>・ 銀行を中心とした金融システムは革新的な企業をサポートすることにならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各国の信用リスクはきちんと識別され、管理される必要がある。</li> <li>・ 地域間協力の推進は、変動為替相場に対処するうえでより効率的な方法。</li> <li>・ 社債市場を含めたより望ましい証券市場の育成。</li> </ul>

[資料 世界銀行資料から作成]

## (2) 銀行業に係る規制動向

次に、アジア諸国・地域の金融・資本市場に係る規制に関し、銀行業に係るものに着目して概観する。アジアでは、香港やシンガポールのようにほとんど規制がない国・地域がある一方で、銀行業務を行うに際し規制面の制約がある国・地域もある。わが国や欧米諸国と同様の、自己資本規制や最低資本金規制などのほか、擬似資本規制など、現地で銀行業を行う外国銀行（支店）に対する特有の規制がある。また、特定業種に一定の貸出を求め特定業種向け大口融資規制や貸出規制などもある。具体的には以下のとおり。

### (a) 外国銀行（支店）に係る規制

アジア諸国においては、外国銀行（支店）に特有の規制が現在もなお数多く存在する。例えば、日系企業を含む多国籍の企業がアジアに数多く進出するなか、なお外国銀行の新規支店開設を制限したり、支店形態ではなく現地法人形態のみでの業務展開を認可するといった規制があるほか、フルバンクのライセンス付与を制限する規制が存在する。加えて、外国人職員の雇用や駐在期間に係る制限を課すといった人材面に係る規制が存在するなど、銀行経営の仔細にわたって制約が課されている（図表 22）。

【図表 22】 アジア諸国の外国銀行（支店）に係る規制

国・地域の例	中国、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、インド
主な規制内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自国通貨の取扱いに係る要件の設定（開業後 3 年の経過・2 年間の黒字決算の達成といった要件 等）（中国）</li> <li>・ 外国銀行の支店設立に係る最低資本金規制（擬制資本・円ベースで 400 億円超 等）（インドネシア）</li> <li>・ 外国銀行の支店設置数に係る制限（外国銀行の新規支店開設は年間 1 店のみ 等）（中国）</li> <li>・ 外国銀行の進出形態に関する制限（新規拠点の設置は現地法人形態のみ 等）（フィリピン、インドネシア、マレーシア）</li> <li>・ 外国銀行支店による地場銀行への出資制限（現地に支店を有する銀行は地場銀行への出資不可 等）（タイ） / （地場銀行に対する出資上限（5%）の設定）（インド）</li> <li>・ 外国銀行に対するフルバンクのライセンス付与を制限（マレーシア）</li> </ul>

規制による影響	業務拡大・業容が制限されるほか、地場銀行との資本・業務提携戦略を考えるうえでの制
---------	--

	約となり、企業の業務拡大に対応した支店の開設等といった機動的な対応が困難となる。 結果として、企業の資金調達を阻害することにもなる。
--	---

[資料 各種資料等から作成]

(b) 流動性に係る規制

アジア諸国においては、銀行の流動性確保を求める規制が概ね存在する。銀行経営の健全性確保の観点から、当該規制は必要ではあるものの、過度な規制は効率的な資金調達や経営に係るコスト軽減の取組みを妨げ、ひいてはサービス提供能力や利用者利便の低下につながるとの懸念がある（図表 23）。

【図表 23】アジア諸国の流動性に係る規制

国・地域の例	中国、香港、韓国、ベトナム、タイ、シンガポール、インドネシア、インド、フィリピン、
主な規制内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流動性比率の維持（1 か月内流動資産÷1 か月内流動負債≥25%）（中国）</li> <li>・自国通貨建流動性比率の維持（1 か月内流動資産÷1 か月内流動負債≥100%（自国通貨建））（韓国）</li> <li>・顧客の自国通貨・外貨建預金平残のそれぞれ一定割合を中央銀行に預入（インドネシア）</li> <li>・負債額の一定割合を中央銀行に預入（外貨建て負債残高の 30%を特定の流動性資産によってカバー 等）（フィリピン）</li> </ul>



規制による影響	金融機関は流動性資産を増加させる、資金調達を減らすなどの対応を講じる必要があり、企業の資金調達ニーズに機動的に応えることが困難となる。
---------	---

[資料 各種資料等から作成]

(c) 大口融資・特定業種向け貸出に係る規制

一定の大口融資規制は、銀行経営の健全性確保の観点から必要なが、それが外国銀行支店に対して課されると、企業の資金調達ニーズに機動的に応えることができないケースがあるとの指摘がある（図表 24）。

また、アジア諸国では、銀行に対して特定業種に対する貸出比率・残高の維持を求めるなどの規制が存在する。それらは、当該国の産業育成・保護等の観点から措置されている規制ではあるが、過度に規制されれば、他業種からの資金ニーズに柔軟に対応することができなくなる可能性は否めない（図表 25）。

【図表 24】アジア諸国の大口融資規制

国・地域の例	中国、台湾、韓国、ベトナム、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、インド、フィリピン
主な規制内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本店（支店）自己資本の一定割合を与信上限として設定（1 企業向け 10%以内、1 企業グループ向け 15%以内、自行グループ企業向け合計 50%以内（中国））／大口株主または 10%超出資先向け合計 25%以内 等）（タイ）</li> </ul>



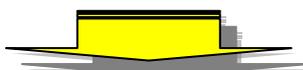
規制による影響	企業の資金調達ニーズに応えることが十分可能な資金があるにも関わらず、規制により、
---------	--

	これに限定的にしか応えることができず、企業の成長促進を阻害する要因となる。
--	---------------------------------------

[資料 各種資料等から作成]

【図表 25】アジア諸国の特定業種向け貸出規制

国・地域の例	韓国、インド、フィリピン
主な規制内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先業種（Priority Sector）向けの貸出残高の維持（農業関連・輸出関連・中小企業・住宅関連等向け貸出比率の維持（地場・外国銀行ともに）等）（インド）</li> <li>・中小企業に対する貸出比率の維持（韓国、フィリピン）</li> <li>・農地改良・農業関連に対する貸出比率の維持（フィリピン）</li> <li>・外貨貸出に係る用途を限定（外貨貸出は設備投資と海外使用実需に限定）等）（韓国）</li> </ul>



規制による影響	貸出先が限定されることから、幅広い業種への貸出が行えなくなることで、特定業種以外の企業の資金ニーズに対して限定的にしか応えられない。
---------	--

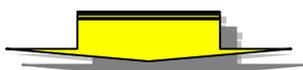
[資料 各種資料等から作成]

(d) 外貨の資金調達／現地通貨の調達に係る規制

このほか、資金調達の観点からは、外貨調達に係る規制（いわゆる外債枠規制）が銀行の資金調達において大きな障害となっている（図表 26）。具体的には、オフショア市場からの調達枠に上限が設定されることで銀行の資金調達に大きな影響を及ぼしている。

【図表 26】アジア諸国の外貨調達に係る規制

国・地域	中国、韓国、インドネシア
主な規制内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外債枠規制（オフショアからの外貨調達を制限。当局が銀行毎の短期外債の残高上限、中長期外債の年間新規取扱額上限をそれぞれ設定）等）（中国）</li> </ul>



規制による影響	外貨の調達に制限が設けられることで、金融機関は取引先の需要や用途に応じた資本取引を行うための柔軟な資金調達が行うことが困難となる。
---------	---

[各種資料等から作成]

なお、こうした銀行の本業に関する直接的な規制のほかに、銀行の勘定系等のシステムを現地において設置・運用することを求めるといった規制も存在し、グローバルに事業を展開する銀行にとっては大きな負担となっている（図表 27）。

【図表 27】アジア諸国のその他の規制

主な規制内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地法人銀行は勘定系等のコアシステムを現地に設置・運用（2011年3月までに設置義務）（中国）</li> <li>・現地法人形態の外国銀行に対しても地場銀行と同様の預貸比率の維持（貸出金÷預金債≤75%）（中国）</li> <li>・国内運用比率の維持（国内調達額（預金・インターバンク）の70%以上を国内で運用することを義務付け）（タイ）</li> </ul>
--------	---

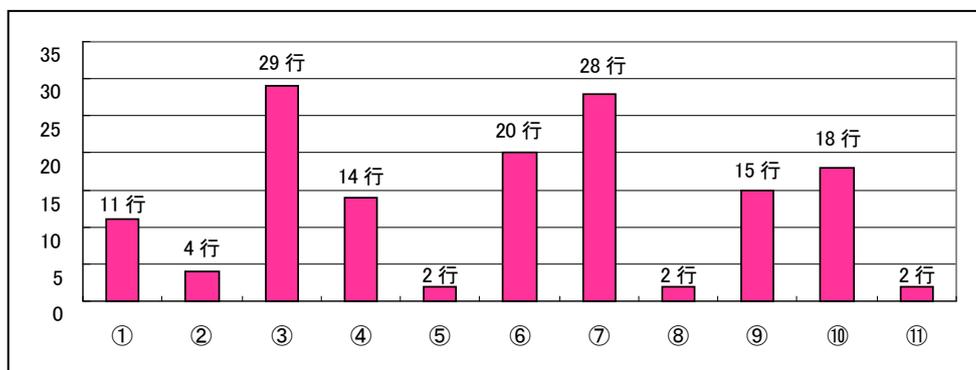
### 3. アジア諸国の金融規制・監督の問題点および改善点 ～銀行の視点から～

前述したとおり、アジア諸国においては、1990年代後半の通貨危機等を踏まえ、安定した金融システムを構築するため様々な取組みを行ってきたが、その金融市場・システムにおいては、①投資を上回る貯蓄をいかに有効活用していくかといった問題や、②商業銀行中心の金融システムながら海外からの資本移動など外部変動に影響を受けやすい脆弱な構造であること、さらには、③アジア諸国において規制監督の整合性がとれていないため円滑な資金提供の妨げとなっているといった課題が依然として残存している。

また、アジアの金融機関は、未だ信用リスク分析・管理能力、審査能力等が十分に備わっていないとの指摘もあるなど、それらの能力向上も重要な課題となっている<sup>50</sup>。こうしたなか、わが国金融機関のアジアへの進出や提携等は、地場金融機関のリスク管理能力やサービス提供力の向上にも資すると考えられるが、「2.」で述べたとおり、当該諸国においては、外国銀行の業務展開等を制約する様々な規制が存在するほか、銀行業務を行ううえでの基本的な法制度等の整備が、わが国と比べて遅れているのが実情である。

こうした状況に対して、わが国銀行が抱く問題意識は多岐にわたるが、前出の全銀協における「アンケート調査」によれば、アジア諸国において、法令等は整備されているものの、「法令等に係る解釈において一貫性がない」、「予見可能性が低い」といった法令等の運用面に関する問題意識が高いことがわかった。具体的には、法令の中でも金融関連業法や、金融規制・監督、投資特有の規制、地場通貨の取引に係る制限などに高い問題意識を有している（図表28）。特に、銀行監督当局や中央銀行の裁量によって、取引事案によっては規制の解釈が大きく異なったり、地域ごと、あるいは当局の担当者で解釈が異なるといった状況もみられ、大きな懸念が持たれているのが実情である<sup>51</sup>。

【図表 28】 銀行が考えるアジア諸国・地域に共通する問題・障壁



<sup>50</sup> 野村敦子・前掲（注31）p.252。

<sup>51</sup> そのほか、当局の窓口が不明、法令等の制定・変更に係る周知や施行までの準備期間が不十分といった指摘がある。

選択肢	回答
①法制度の整備	11行
②裁判制度の運用	4行
③法制度(業法)や規則・監督の整備	29行
④当局への報告が煩雑で負担	14行
⑤銀行の基幹システムの現地での設置義務	2行
⑥外資特有の規制	20行
⑦地場通貨取引の制限	28行
⑧地場銀行の行う業務がわが国の法規制によって邦銀には認められてないこと	2行
⑨税制	15行
⑩地場企業の信用力が分かりづらい	18行
⑪その他	2行

注) 複数回答。ここでの「銀行」は全銀協正会員銀行。

[資料 全銀協アンケート調査から作成]

また、わが国の銀行において、特に整備が遅れていると考えられている法律は、会社法や倒産法関係であり、こうした法制度の整備を進めるに当たっては、国際的なスタンダードを踏まえたものとするべきとの声が強い〈図表 29〉。

【図表 29】アジア諸国において整備が遅れていると考えられる法律

(回答銀行：11行 (複数回答))

法律	回答
知的財産保護法関係	4行
倒産法	3行
会社法	3行
その他(独占禁止法、労働関係法、手形・小切手法、個人情報保護法、環境関連規制、民法、税法、証券化法制、独占禁止法、担保執行法、中国の REIT に係る法制度)	各1行

[資料 全銀協アンケート調査から作成]

外国銀行(支店)に係る規制に関しては、前述の規制の状況を踏まえ、外国銀行に課せられる最低資本金や地場銀行への出資規制等を改善すべきとの指摘が多く銀行から示された。また、外国為替などの通貨管理に係る規制により、企業の現地通貨での決済ニーズに応えることができず、大きな障害となっていることが示された<sup>52</sup>。これらの規制により、わが国の銀行においては資金提供余力があるにもかかわらず、顧客の資金ニーズに応えることができない懸念が示されている。

金融機関がグローバルな事業展開を進める中、母国と現地国との規制・監督の相違は、当該金融機関にとって大きなコスト負担となる。こうしたコスト負担は、わが国企業のみならず地場企業への効率的なサービスの提供にも悪影響を及ぼすことになると考えられる。

<sup>52</sup> 当然ながら資金調達手法は外債枠に限られているわけではなく、現地における預金業務の拡充等といった銀行自身の経営努力も併せて進めていく必要がある。

### Ⅲ. アジア経済圏の成長に向けて関係者に期待される役割

第Ⅱ章では、わが国銀行がアジア諸国で提供しているサービスとあわせて、アジア諸国の金融・資本市場と規制の現状、さらにはそれらに対するわが国銀行の問題意識等について整理した。

ここで示された規制面での課題がクリアされることによって、わが国銀行が取引先企業等をより手厚くサポートする環境が整えられ、ひいては、わが国を含むアジア経済圏の成長に資することができると考えられる。

本章では、こうしたアジア経済圏のさらなる成長のため、わが国銀行が自身に期待されると考えられる役割や、わが国およびアジア諸国の政府等へ期待する点について、会員銀行へのアンケートや有識者へのヒアリングを通じて概観する。

#### 1. わが国銀行に期待される役割

会員銀行を対象とする「アンケート調査」によれば、わが国銀行においては「自身に期待される役割」として広範な分野が想定されているが、それらは、円滑な資金供給、情報提供、わが国企業の海外進出支援（含む、情報提供）に大きく括ることができる。これらは銀行からの回答であるものの、顧客である企業側のニーズを反映したものと考えられる。

特に、アジアに進出している銀行からは、アジア諸国の現地企業のほか、政府への資金供給、わが国企業と現地企業に対する情報提供、現地企業への経営支援などがあげられている。また、都市銀行を中心に、資金供給の具体例としてインフラ・ファイナンスの取組みがあげられている。

なお、アジアに進出していない銀行からも、地方銀行を中心に地元企業の海外進出支援を念頭に、資金供給やわが国企業と現地企業に対する情報提供等の総合的な支援があげられている<sup>53</sup>。

また、リーマン・ショック後の金融危機の中で、一時期、欧米の金融機関がアジアにおける業務を縮小する一方、わが国銀行は逆に拡大したことから、わが国銀行に対するアジア企業からの信頼感が高まっているとの指摘もある。

なお、アジアにおける業務拡大に当たっては、①潜在的な成長力のある国内企業を取引先の中から「発掘」し、アジアでのビジネス展開について金融サービスを含む包括的なサポートをすること、②決済システム、キャッシュマネジメントおよび貿易金融などのサービスを提供すること、③アジアに進出した日本企業のサプライチェーンを構成する現地企業に多様な金融サービスを提供すること、なども有望とされている<sup>54</sup>。

なお、わが国の中堅・中小企業が現地法人の形態でアジア地域に展開するための資金は親会社からの調達が高まることを見込まれている。また、中堅・中小企業が海外進出するに当たってのわが国銀行に期待される役割としては、資金面でのサポートにとどまらず、現地

<sup>53</sup> 金融庁の中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針には、「取引先企業のライフサイクル（創業・新事業支援、経営改善支援、事業再生、事業承継）に応じた各段階での肌理細かい支援は、地域密着型金融の不可欠の要素である」とある。

<sup>54</sup> 川本裕子、タブ・パワーズ（2010）「危機対応後の邦銀戦略 アジアで収益力強化を規制強化で増資急務 郵政拡大が経営圧迫も」（日本経済新聞「経済教室」2010年5月7日）。

でのビジネス展開に係る諸制度に関する情報提供や販売先の紹介など多岐にわたっている<sup>55</sup>。

## **2. わが国の政府等への期待**

また、会員銀行がわが国の政府、地方公共団体および政府関係機関へ期待する事項としては、アジア諸国政府への金融規制等の緩和の働きかけ、などがあげられている。

特に、アジアに進出している銀行からは、それに加えて、公的信用補完、各国企業に係る信用情報等の照会制度の整備、海外進出支援策の拡充、などがあげられている。

なお、アジアに進出していない銀行からも同様の事項があげられているが、特に、取引先企業が進出するに当たっての情報提供に関する期待が大きいことがうかがえる。

## **3. アジア諸国の政府等への期待**

さらに、会員銀行がアジア諸国の政府等関係機関へ期待する事項としては、アジアに進出している銀行からは、運用面を含む法制度等の整備、各国企業に係る信用情報等の照会制度の整備、金融規制緩和、などがあげられている。また、アジアに進出していない銀行からも、同様の項目があげられている。

今後の課題としては、「アンケート調査」によれば、中国における規制に関するもの、例えば、運用細則の透明化、外貨管理規制（外債枠規制、外貨の人民元転規制、人民元の取扱いに係る規制）、預貸金に係る規制などの諸規制の緩和などが多くあげられた。

例えば、わが国銀行がスタンドバイL/Cを差し入れることにより、現地銀行等に取引先企業への資金提供を依頼しているケースにおいて、現地当局により総量規制が強化された場合、取引先企業は当該現地銀行の判断によって、新たな与信を受けられなくなる懸念がある、との指摘、また、現地通貨貸出が制限されているため、不測の資金需要に対して円滑に対応できない、との指摘がみられた。このほか、外貨管理規制については、わが国企業の現地法人は親子ローンや増資以外の資金調達が求められる、などの指摘もみられた。

また、タイに関しては、売掛債権等を流動化する際の証券化法制の未整備、通貨取引規制、および外貨決済規制があげられている。

---

<sup>55</sup> 三菱東京 UFJ 銀行「拡がるわが国中堅中小企業の海外展開」（『経済情報』（2010年11月10日））p.8。また、内田和人（2010）「本質的視点と金融機関の役割」（『金融財政事情』2909号 2010年11月29日 金融財政事情研究会）pp.15-16。

#### IV. アジア経済圏のより一層の成長のための金融・資本市場の構築に向けて（提言）

第Ⅲ章において、わが国銀行に期待されていると考えられる役割、それを実現していくために政府等の関係者に期待する事項について述べた。

本章においては、前章までの検討等を踏まえ、アジア経済圏がより一層の成長を遂げる一方、わが国はその果実を取り込んでいくという相互に利益をもたらす持続性の高い好循環モデルの構築に向けて、望ましい金融・資本市場の姿を示すとともに、その実現のための具体案を提示する。

##### 1. 基本的な考え方

アジア経済圏が世界の成長センターとして継続的に発展するためには、それをファイナンス面から支える効率的かつ安定的な金融・資本市場の存在が前提となるが、未だ整備の途上にあると考えられる。

総論的にその望ましい姿を整理すれば、以下のとおりと考えられる。

##### アジア経済圏にとって望ましい金融・資本市場の姿

- アジアの持続的な経済成長を支えるのにふさわしい、商業銀行を中心とする金融システムをベースとしつつも、(株式・社債等)直接金融市場の発展も見込める、長期資金の円滑な供給等や十分な市場流動性を確保し、利用者・参加者が安定的に資金調達できる効率的な市場。
- 過去の教訓を十分に踏まえ、域外発の世界的な金融危機に見舞われたとしても、市場の流動性を十分に保ち、世界の成長センターとしてのアジアをファイナンス面から安定的に支え続けることが可能な強靱な市場。
- 外資を含め、利用者・参加者の行動やイノベーションの発揮を阻害しない、規制・ルールが緩やかでイコール・フットイングが確保された市場。

## 2. アジア経済圏のより一層の成長のための金融・資本市場の構築に向けて（提言）

アジア経済圏がより一層の成長を遂げるためには、上述したような成長を支える効率的かつ安定的な金融・資本市場が必要である。

このため、アジア諸国政府・金融監督当局等においては、商業銀行を中心にした強靱な金融システムを軸とし、引き続き資本市場などの市場整備等を推進するとともに、下記のとおり金融・資本市場に係る規制・慣行等の調和によって利用者・参加者の規制対応コストの低減を図っていくほか、不測の金融危機のような事態によってもリスクの連鎖を招かないようなシステムを構築することが望まれる。

ただし、アジア諸国の発展段階、政治・経済状況が国によって異なり、多様性を有するため、独自の成長の貌を展望することも必要である。このことから、欧米型の金融・資本市場を前提とした「一律の」規制・慣行に単に追随するのではなく、各国の諸事情等に肌理細かく目を配りながら市場整備を進めていくことに留意する必要がある。

### 提言1 金融・資本市場に係る規制・慣行等の調和の推進

#### 【提言】

アジア諸国の金融監督当局および中央銀行においては、銀行等の金融機関による効率的かつ安定的な金融仲介機能の発揮や資本市場等のさらなる整備に向けて、アジア諸国の金融規制・監督体系を再検証し、それらに係る認識の共有をさらに深化させていくべきである。そして、こうした検証や認識の共有化を踏まえたうえで、域内における規制・監督を段階的に整合性のとれた枠組みへと発展させていくべきである。

その際、規制対応等の観点から、市場のプレイヤーである金融機関の意見等を十分に踏まえたものとするほか、金融危機によるリスクの連鎖の防止等にも十分な配慮がなされるべきである。

#### 【背景・理由】

- アジア域内の金融・資本市場のより一層の効率化・安定化を図るためには、各国の金融規制・監督について、当局間の協力関係をベースに、各国独自の規制範囲を縮小し、段階的であるにしても一定の調和を図る必要がある。規制・監督の調和は、規制・監督に係る予見可能性を高め、プレイヤーである金融機関のコスト負担の軽減や金融仲介機能の向上、ひいては借り手である利用者（企業等）の資金調達コストの低下につながる。わが国がこれまで培ってきた金融規制・監督制度およびその運用に関する経験が参考になる。
- アジア通貨危機を踏まえ、通貨と期間の二重のミスマッチを解消するための対応として、例えば、アジア債券市場を整備するために、アジア債券市場フォーラム(ABMF)において、域内のクロスボーダー債券取引に係る市場慣行の標準化や規制の整合性の確保等が検討されている。その際、市場参加者の利便性の向上、自由な取引やイノベーションを阻害しないよう、過度な規制を課さないといった視点での制度設計も規制の調和の一部を構成する。
- 特に、国外の資金を活用するためには、規制監督の調和を図ることで外国銀行に対して課される規制対応コストを引き下げるとともに、商業銀行を中心とした資金仲介システムの補完的なツールとして債券市場のさらなる整備を推進することが有効と考えられる。

こうしたアジア諸国の金融監督当局等の取組みに加え、以下のとおり、わが国政府、さらには銀行界が各々果たすべき役割等を十分認識し、実践していくことがアジア経済圏のさらなる発展、ひいてはわが国の持続的成長につながるものと考えられる。

## 提言2 アジアにおけるインフラ整備支援の推進

### 【提言】

わが国政府は、アジアにおけるインフラ整備事業等の支援においては、積極的なイニシアティブをとり、わが国銀行を含む高い技術力を持つわが国企業が、交渉の早い段階からプロジェクトに参画してアジアの発展に貢献できるよう、官民一体となった「All Japan」の取組みをさらに推進すべきである。

さらには、わが国が主導権を確保しつつ、必要に応じて諸外国や国際金融機関等とも連携を図る、いわゆる「Japan Initiative」の取組みを進めることも期待される。

### 【背景・理由】

- アジア諸国の発展には、インフラ整備は欠くことのできない重要な課題であるが、わが国企業およびわが国銀行は、自らの持つ高い技術力等をもって、その解決に貢献することが可能であり、官民一体となって自律的なソリューションをパッケージとして提示していくことが必要である。
- その際、わが国銀行は、これまでも世界のインフラ整備事業においてファイナンスを実施してきた実績を持ち、インフラ・ファイナンス等のノウハウを十分に蓄積しており、豊富な資金力も有する。また、わが国銀行は、インフラ整備に係る高い技術力を持つわが国企業と緊密に連携することが可能であり、プロジェクトのアレンジを通じて効率的なインフラ整備事業の推進も可能である。
- こうした取組みを「All Japan」、あるいは、いわゆる「Japan Initiative」という形で進めていくに際して、官民の役割分担のあり方等については、官と民のリスク分担のあり方等について透明性のある形で議論することが必要である。

### 提言3 中小企業等を含めた企業の成長支援の推進

#### 【提言】

アジア諸国のさらなる発展のためには、わが国銀行においては、当該地域への本邦進出企業のほか、中小企業を含めたアジアの現地企業に対する安定的な資金供給や情報提供、M&Aの仲介といった成長支援をさらに拡大していくことが重要である。

そのためには、企業の財務情報等を把握し、長期的なリレーションを構築することが必要であり、各国企業団体（各国の商工会議所等の団体を含む）や政府関係機関等においては、わが国銀行がアジアの企業とより親密で長期的なリレーションを構築できるよう、わが国の企業団体等との連携強化を推進していくことが望まれるほか、わが国政府等においてもそのような取組みを後押ししていくことが重要である。

#### 【背景・理由】

- アジア経済圏の一層の発展のためには、本邦進出企業のほか、中小企業等を含めたアジアの現地企業のさらなる成長が不可欠であり、金融機関はこうした企業の成長をファイナンス等の面で支えていく役割を担っていくべきである。わが国銀行は、自身が持つ「伝統的商業銀行業務」のノウハウ等を用いて、アジアに進出するわが国企業のみならず、アジア各国の企業とも長期的なリレーションの構築を念頭に、安定的な資金供給を果たしていくことが望まれる。場合によっては、わが国銀行同士の連携も有用なツールとなりうる。
- さらに、わが国銀行は、中小企業等を含めたわが国企業のアジア進出に際して、販路開拓支援やアジアの地場企業への情報提供を推進してきている。今後もこうした取組みを継続し、経済成長を支えるアジアの成長企業の裾野拡大を図っていくことが適当である。

## 終わりに

本レポートは、アジア経済圏にとって望ましい金融・資本市場のあり方について考察するとともに、わが国銀行に期待される役割を展望することを目的に作成したものである。

本レポートにおいては、わが国銀行のアジアへの取組状況に関して、現状、どのような取組みを行っているかを、銀行へのアンケート調査をもとに取りまとめた。これにより、銀行の実際の取組状況や戦略の一端などが明らかとなり、一つの有用な資料となったのではないかと考えている。

提言部分は、「アンケート調査」をもとに分析したうえで、関係者に向けてアジアに目を向けたさらなる取組みを促す内容となっている。わが国企業の持つ技術力等を活用すること、中小企業がアジア諸国に進出する際に金融サービスの側面からサポートすること、また、官民をあげた金融・資本市場の規制・慣行等に係る共通プラットフォーム化を推進することなど、具体的な施策として取りあげている。これらの取組みは、各銀行の自主的な経営判断による側面が多いものの、政府および民間側が一体となって、一層の連携強化を図ることにより、成長の果実をアジア全体で享受できるようになるよう期待したい。

現在、バーゼルⅢに代表されるように国際的な金融規制の強化の流れの中にあり、わが国の銀行もこのように厳格化される規制に適応することが求められている。わが国の銀行は、内需の低迷により資金需要が低迷する中で、国債の保有が多い。これをアジアへの投融资というかたちで運用先を振り向けることができれば、適切なリスク管理のもとで、ポートフォリオの分散化といったメリットがあるとも考えられる。

わが国の銀行は収益向上を模索するとともに、アジア諸国の人々との相互の信頼関係を深めつつ、金融・資本市場の発展に貢献すべく、不断の努力を積み重ねていくことを期待したい。

平成 23 年 3 月

【参考 1】〔アジア経済の概観〕

	人口	各目 GDP	1人当たり 各目 GDP	総貿易額	総輸出額	総輸入額	対日本輸出 額	対日本輸入 額	日本からの直 接投資	日本からの直 接投資残高
年	2008年	2008年	2008年	2008年	2008年	2008年	2008年	2008年	2007年	2008年末
単位	億人	10億ドル	ドル	10億ドル	10億ドル	10億ドル	10億ドル	10億ドル	億円	億円
インドネシア	2.29	512	2,239	266	137	129	27.7	15.1	739	7,699
マレーシア	0.27	222	8,118	356	200	157	21.5	19.6	618	6,990
フィリピン	0.90	167	1,845	110	49	60	7.7	7.1	737	7,042
シンガポール	0.05	182	38,976	659	339	320	16.7	25.9	1,122	17,615
タイ	0.66	273	4,116	352	173	179	19.7	33.6	2,093	18,533
ベトナム	0.86	90	1,042	143	63	81	8.5	8.6	1,130	2,986
日本	1.28	4,911	38,457	1,545	783	762	-	-	-	-
中国	13.28	4,327	3,259	2,561	1,429	1,132	116.2	150.8	6,700	44,239
韓国	0.49	929	19,136	862	427	435	28.3	61.0	2,447	10,996
インド	11.86	1,207	1,017	459	178	281	3.2	7.3	5,429	8,523

〔出所 JETRO アジア経済研究所資料から一部抜粋〕

【参考 2】〔日本経団連における議論〕

「アジア経済の成長アクション・プランの実現に向けて」（2009年11月17日公表）の中で、「アジアで広域インフラ事業等を展開するには、大規模かつ中長期の現地通貨での資金調達が必要となる。一方、アジア域内には膨大な民間貯蓄があり、これが投資資金として循環することで、資金調達ニーズに応えることができる。そこで各国は、域内の債券・証券の発行・流通市場を整備し、市場における発行体及び投資家の育成・拡大を図る。」ことを提言している。

〔出所 日本経団連「アジア経済の成長アクション・プランの実現に向けて」から抜粋〕

【参考 3】〔アジア諸国の金融資本市場・金融規制の経緯〕

中国	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国は、1948年に中国人民銀行が設立され、社会主義国として、計画経済を背景とした金融システム改革が行われた。その後、市場志向型の経済への移行とともに、金融システムの確立を目指す政府の指導のもとで、銀行、保険会社、証券会社、ノンバンクが設立された。国有商業銀行の規模が最大。</li> <li>WTO加盟（2001年）に伴い外国金融機関の営業拠点の数は増加し、外資銀行による外貨融資は近年高い成長を続けている。</li> </ul>
インド	<ul style="list-style-type: none"> <li>インドは、かつての計画経済のもとでは、銀行への貯蓄を通じて金融資源を重要な産業部門に集中させるとともに、地域開発を推し進めてきた。</li> <li>1980年代後半に市場経済への転換を目標に金融改革が始まり、順次、金融自由化が進められ、第1次金融改革では、金利規制の緩和、民間・外資銀行の参入規制の緩和、支店開設規制の緩和、自己資本比率規制の導入、支払準備率の緩和、不良債権の削減、資本市場改革などの包括的な改革が進められた。</li> <li>第2次金融改革では、対内投資規制のポジティブリストからネガティブリストへの移行、競争法の制定、国有銀行の政府持株比率の引下げ、改正証券契約規制法による証券取引所の取扱商品の拡充、保険業への民間参入の解禁、債権回収法と金融システム安定化法</li> </ul>

	による不良債権処理などが行われた。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融自由化は、1990年代前半から急速に進展した。1990年5月にタイ中銀（BOT）が「第1次金融制度開発3カ年計画」を公表し、為替管理の緩和、資本取引の自由化、金利自由化などを内容とした自由化が進められた。第2次3カ年計画では、資本取引のより一層の自由化と金融業務の規制緩和が目的として、1993年から始まった。</li> <li>1997年のアジア経済危機の影響を受けて、多くの金融機関が経営破綻し、国有化を含む公的支援、外資による買収・救済を通じた金融再編が進んだ。金融システムの再建を目的とした諸制度の改革に取り組み、商業銀行の国有化措置を含む公的資金による介入や外資による買収が行われた。</li> <li>2004年1月には、中長期的な金融システムの強化・安定化を目的として、「金融セクター・マスタープラン（Financial Sector Master Plan）」が策定され、制度改革や金融機関の統合等が進められてきた。同マスタープランでは、①すべての潜在的な利用者のため包括的な金融サービスの提供と都市部と農村部との間でサービスの水準や品質の本質的な差異の解消、②金融機関、債券、株式市場等の利用可能な金融資源の構成のバランスがとれた効率的、安定的かつ競争力ある金融セクターの構築、③消費者のための公正と保護の確保といった3つのビジョンが定められている。</li> </ul>
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>1997年～98年にかけて発生したアジア通貨危機・金融危機を受けて、政府、中銀主導による金融セクターの再建が図られ、銀行の経営安定を支援するため、不良債権の買収や資本注入が実施された。</li> <li>2001年には、今後10年間における競争力強化のための施策を掲げた「金融部門マスタープラン（FSMP）」を発表した。同プランでは、改革は2010年までを3つの段階に分けて行われ、第1段階は国内金融機関のキャパシティー強化、第2段階は国内金融機関の競争促進、第3段階は外国金融機関との競争促進にそれぞれ焦点が当てられている。銀行部門では、競争を通してショックに耐えうる強い金融セクターの構築を目指した。</li> <li>2006年には既存の外国銀行に対して支店開設を許可することを発表し、外国銀行は中銀の承認を得たうえで2006年1月1日から1年間の間に4店舗まで開設することができるようになった。なお、商業銀行は、個人預金や企業融資の大部分を取り扱い、最も重要な役割を果たしている。</li> </ul>
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>1990年頃まで長らく国家財政から開発資金を優先分野に貸し出す導管の役割を国有銀行が担ってきたという歴史的経緯によって、銀行部門の中で国有銀行の占める割合が大きいとされる。</li> <li>1983年には第1次金融自由化（①国有銀行の預金・貸出金利の完全自由化、②全銀行に対する貸出制限の撤廃）、1988年には第2次金融自由化（①民間銀行の参入の自由化、②外国銀行の合弁形態での参入自由化）が実施された。その後、アジア金融危機直後に、銀行監督・規制の強化、特にプルーデンシャル規制関連の銀行経営水準の向上を目的として、1998年に銀行法が改正され現在の規制の枠組みを形作っている。同銀行法では、アジア金融危機後、経済の回復には外資の導入が不可欠との認識から、1992年銀行法に比べ外資による参入条件が大幅に緩和され、外国人の国内商業銀行の株式保有比率は、50%未満から99%まで拡大された。</li> <li>2004年には、インドネシア中銀は、さらなるインドネシア経済発展に向けて安定した金融システムを構築するために、健全、強固かつ効率的な銀行部門を構築することを目的として、API（Aristektur Perbankan Indonesia）と称される銀行部門再編強化構想を発表</li> </ul>

	<p>した（2010年までの実施を想定）。同計画では、資本力のない脆弱な銀行の整理、自己資本拡充、銀行の合併・統合による経営基盤の強化が図られている。</p>
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベトナムの金融セクターは、社会主義時代のモノバンク・システム（単一の国営銀行を中心とするシステム）に由来する特殊性を有しており、厳格な統制が敷かれてきた。モノバンク・システムそのものは市場経済化政策（いわゆる「ドイモイ（政策）」）によって1988年に解体した。ベトナム国家銀行には、中央銀行の広範な統制権限が維持され、金融機関の人事管理・経営方針の細部に及ぶ裁量的な統制が前提とされてきた。経済実態のうえでも、かつてのモノバンク・システムを担った国有商業銀行がいまだに貸出残高全体の7割を占め、その大半が国有企業向けに貸し出されてきた経緯がある。</li> <li>WTO加盟（2007年1月）に伴い、金融自由化コミットメントの影響から、金融セクターの参入規制を最小化し、また従来の統制権限を大幅に後退させる制度改革の過程にある。国有商業銀行各行も、早晚予想される外資参入の本格化に備えて財務体質強化が図られている。</li> </ul>
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融部門は、1949年に当時の中央銀行が設立され、それ以来1960年代半ばまでに各企業グループ内に設立された商業銀行を基礎とし、現在でも銀行を中心とする間接金融が主な金融仲介手段となっている。1970～80年代におけるIMF・世銀による構造改革と1990年代前半の規制緩和・自由化により、ユニバーサルバンクを中心とする現在の金融部門が形成された。</li> <li>フィリピンにおける金融部門の規制緩和・撤廃は、2段階で実施された。最初は、実需ベースの外国為替取引や金利等の金融業務上の規制および銀行・証券・保険部門の業態間の参入障壁が、国内資本金融機関を対象として自由化され、1980年にユニバーサルバンク制が導入された。次は、1990年代に入ってから、自由化と外資参入を強力に推進したラモス政権によって、非実需ベースの外為取引や銀行による他の金融機関への出資、制限付きながらも本格的な外資参入が認められるようになった。</li> <li>商業銀行には、預金・貸出、信用状発行、外為、信託、投資（制限あり）が認められており、ユニバーサルバンクは上記業務の他に、証券引受および株式売買、非金融業への投資（出資）が可能となっている。</li> </ul>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>1997年のアジア通貨危機以前は、銀行に対する政府の強力な影響力のもとで、特定の産業・企業グループに対して政策的に資金を供給する国家主導のシステム。1997年の金融危機によって、金融システムの構造調整が加速化し、多額の公的資金投入による不健全な銀行やノンバンクの整理・統合、不良債権の買収、外資による買収などが大規模に実施され、国内の金融産業と市場に多くの外国資本が入るようになった。</li> <li>2009年2月から資本市場統合法が施行され、証券、資産運用、先物業務などの事業業務の垣根を取り払い、統合することによって、証券会社、資産運用会社などが相互の事業領域に乗り入れることが可能となっている。</li> </ul>
香港	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国返還後も、金融政策・制度は独立を維持しており、アジアの国際金融センターとして位置づけられている。</li> </ul>
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> <li>香港と並ぶアジアの国際金融センターとなっている。金融市場の発達の理由としては、①アジア域内の高い経済成長に伴う旺盛な資金需要の存在、②政府が金融市場の発達に注力してきたこと、③中国や日本において金融資本市場の規制緩和等が進まなかったため、シンガポール国の国際金融センターとしての役割が高まったこと、④情報インフラや法制度が整備され、英語が普及していたこと、などがあげられている。</li> </ul>

台湾	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2002年1月にWTO加盟。</li> <li>・戦後は、台湾政府主導に公営銀行を中心とする金融システムを構築。1989年新銀行法により、公営商業銀行の民営化、民間商業銀行の設立認可等が実施。1990年代後半のアジア金融危機の影響は大きくなかったものの、その後、国内での資産バブルの崩壊によって金融機関の抱える不良債権が顕在化した。このため、金融機関の不良債権に公的資金を注入するなどの金融改革を実施。金融機関の過当競争が課題とされている。</li> </ul>
----	---

[資料 日本貿易振興機構アジア経済研究所・前掲（注）、三菱東京UFJ銀行（2010）「投資ガイドブック」、今井譲・洪澄洋（2002）「台湾における金融システムの特徴」（関西学院大学：研論集）、李世輝（2007）「アジア通貨危機後の台湾金融システム—遅れた金融改革と内政的な金融危機」から作成]